

萩

—日本の近世社会を切り拓いた城下町の顕著な都市遺産

世界文化遺産国内暫定一覧表への追加提案書

山萩山防
山口府
県市市市

目 次

(1) 提案のコンセプト

| | |
|-----------------------------|---|
| 文化資産の総体を表す名称・ | |
| 文化資産の背景となる歴史・文化の概要 | 1 |
| 資産の全体像を示す写真 | 3 |
| 都道府県における資産の位置図、資産の全体を包括する図面 | 4 |

(2) 資産に含まれる文化財

| | |
|---------------|----|
| 整理表 | 6 |
| 構成要素ごとの位置図と写真 | 18 |

(3) 保存管理計画

| | |
|--|----|
| 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、 又は策定に向けての検討状況 | 31 |
| 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、 又は策定に向けての検討状況 | 32 |
| 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要 又は措置に関する検討状況 | 33 |

(4) 世界遺産の登録基準への該当性

| | |
|-------------------------|----|
| 遺産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号 | 38 |
| 真実性 / 完全性の証明 | 39 |
| 類似遺産との比較 | 40 |

(1) 提案のコンセプト

文化資産の総体を表す名称 「萩 日本の近世社会を切り拓いた城下町の顕著な都市遺産」

文化資産の背景となる歴史・文化の概要

日本の近世社会を切り拓き、近代社会へ導く基盤を用意した城下町は、中国都城の影響から脱した日本社会が中世の封建社会を通して独自に育んだ都市要素を結集・再編することによって一挙に成立を見た計画都市であり、都城と並ぶ東アジアの代表的な都市類型である。世界の都市史上、他に類を見ないこの城下町は、徳川政権が確立した慶長期に建設されたものにその特質が明瞭に見いだせ、この代表として位置付けられるのが萩城下町である。萩城下町には自然地形を読み取りつつ計画的に施された合理的な町割や街路、水路のほか武家地、町人地、寺社地などの土地利用が継承され、近代以降も大きな変化を受けることなく保持されている。この上に町家や寺社、武家屋敷などの建造物が、良好に遺存している。これらの保存と維持を可能にした社会組織や技術、祭礼などが伝承され、その裏づけとなる古文書、古絵図、美術工芸品、民具なども継承されている。都市遺産「萩城下町」は、こうした有形・無形の遺産群が織り成す総合的な価値の体系であり、市民の生活や生業の中で使いこなされ、住みこなされながら生きた遺産として受け継がれ、城下町の典型的な空間や景観、生活文化を顕示する都市遺産として顕著な普遍的価値を持っている。

1 日本における城下町の世界史的 position

日本の城下町は、中国の影響から脱却した日本社会が、中国起源の都市類型である古代都城が解体した後、在地権力が割拠した中世の封建社会を通して独自に生み出した都市類型であり、統一的公権力のヘゲモニー下、市場経済に適合した社会と空間を計画的に用意し、日本を近代社会へ導く基盤を用意した都市類型である。ヨーロッパ諸国によって建設された植民都市が近代社会を導いた東アジアにおいて、城下町と同様の都市類型は存在しない。城下町と同様の計画都市は石造建築を主体としたヨーロッパ諸国においても考案されたが、近世社会が理想とする計画都市の全面的実現には至らず、アメリカ大陸やアジア各地に建設された植民都市において実現を果たした。これに対し、木造建築を主体とした日本では、近世理想都市としての城下町を 16 世紀末期から 17 世紀初頭にかけて領国内に一挙に建設し得た。

日本は非ヨーロッパ世界において唯一近代社会を自律的に達成したが、この日本の近代社会形成の前提となる近世社会を切り拓いた都市類型として、また近世社会が理想とする計画都市を一齐に建設した他に例を見ない都市類型として、さらに都城と並ぶ東アジアを代表する都市類型として、日本の城下町は世界の都市史上、特筆すべき存在である。この城下町に起源する代表的都市遺産は、保護すべき普遍的価値を備えている。

2 萩城下町の建設とその特質

慶長 5 年（1600）関ヶ原の戦いに敗れた毛利輝元は、それまでの領地中国地方 8 か国から周防・長門の 2 か国に削封され、慶長 9 年（1604）に萩三角州の北西端に位置する指月山とその山麓に居城、三角州上に城下町の建設に着手した。関ヶ原の戦い以前、輝元の最初の居城地は、安芸国吉田郡山であった。輝元は祖父元就の築いた郡山城山麓に町割を行い、城下町化を進めていたが、完成を見ないままに瀬戸内海側の広島へ居城を移した。広島では、家臣団を城下に集住させた武家地や商人たちを定住させた町人地を配置し、城下町形成の端緒を開いた。このように毛利氏は、16 世紀末期に中世城館の城下町化を進め、さらに未成熟ながらも新たな城下町の建設を経験した。17 世紀初頭の慶長期に建設された萩城下町は、毛利氏が最終的に目指した城下町の完成形・理想形とも言えよう。

萩城下町は、阿武川の支流、橋本川と松本川に囲まれた三角州内に城郭・武家地・町人地・寺社地を配置し、三角州全体を総構とした。三角州内は、その南部対岸の町人地と武家地を含めて狭義の城下（「川内」）として、また城下周縁部の山々を越える 4 つの埜の内を広義の城下（「川外」、「川向」又は「埜内」）として城下の範囲を設定した。橋本・松本の両川とその周縁部にそびえる山々は、城下の防御線と位置づけられるとともに、城下の範囲を示す境界ともなった。広義の城下の範囲としてとらえられた「川外」には、農漁村集落が形成され、城下町の後背地としての役割を果たした。また、そこには藩主の菩提寺（大

照院・東光寺)が置かれるとともに、上級武家の下屋敷地や中下級武家地ともなった。

城下町と他地域との流通や交通のネットワークの機能を担った港町や街道については、三角州の北東端に港町の浜崎が置かれ、瀬戸内海側及び江戸・京都・大坂の三都を結ぶ萩往還が城下町を南北に縦断する形で設定され、街道に沿って町家が形成された。

3 現在に継承される城下町の空間遺産（不動産としての性格を持つ遺産）

萩の三角州は、指月山の裾に広がり日本海からの風波の作用によってできた北側部分の被覆砂丘の高燥な砂堆地、阿武川から運ばれた土砂が堆積した南側部分の沖積地内の微高な自然堤防、そして砂堆地と自然堤防の間、中央部分の後背湿地からなる。城郭は、標高 143 メートルの指月山山頂に要害、その麓に本丸と二の丸を配置した。砂堆地（最高標高約 9 メートル）には、主に上級武家地（萩城三の丸）や寺院、町人地を、自然堤防には、主に中下級武家地や百姓地を配置した。田圃として利用された後背湿地や、城下周縁の南側、橋本川に隣接した土地の低い町人地とその周辺の武家地は洪水発生時の遊水地とされ、三角州内全体が浸水することを防いだ。このように、城下町を三角州上に立地したことから恒常的に洪水対策を行う必要があった毛利氏は、自然の微地形を巧みに利用して城下町の維持、経営を図った。

街路は、ほぼ直線的で見通せるように設定されるとともに、新堀川や藍場川などの水路が開削された。これらの人工的な水路は洪水調整のみならず、人や物資の運搬、農業用水、防火用水、生活用水などに利用され、街路とともに近代以降も市民の生活基盤として利用、継承されてきた。

明治維新後、萩城の天守や矢倉などは解体されたが、これらが立地した石垣や礎石は完全な形で遺存している。萩城三の丸（堀内地区）を中心とした上級武家地は旧士族授産のための夏みかん畑に転用され、中下級武家地はその多くが宅地内に夏みかん畑を併存する緑豊かな住宅街を形成した。町人地は萩の経済を先導し、近世の町家を指標にして町家の改造や新築が進められた。寺社地も寺院や神社の統廃合があったものの、ほぼそのままの位置に存続した。公共施設などは後背湿地に主に設けられ、鉄道は三角州の周縁部に迂回して敷設された。また、文久 3 年（1863）に藩庁が山口に移され、そのまま県都となった。そのため、近代以降も城下町としての基本構造は変わることなく現在まで受け継がれ、近世城下町の典型的な土地利用の在り方を今に伝えている。

このような街路や水路、土地利用といった空間要素の上に、武家建築、町家建築、寺社建築、あるいは御船倉や藩校といった藩の施設などの建築物が豊富に遺存している。しかも、17 世紀に遡る近世の建築物、さらに近代以降の町家建築などをはじめ、各年代の多様な建築物が重層的に残っている。また、武家屋敷などを区画した土塀や石垣、生垣、あるいは樹木も至る所に残存している。これら景観要素としての建造物や自然物と、空間要素としての街路や水路、土地利用が一体となって、市民の生活や生業の中で変容を受けながらも城下町の空間遺産を現在に継承している。

4 現在に継承される城下町の生活遺産（動産あるいは無形としての性格を持つ遺産）

萩城下町の空間遺産は化石としての遺跡ではなく、変容を受けながらも受け継がれてきた社会組織や技術、祭礼、筋名などの無形の生活遺産を背景とした人々の生活や生業と一体をなして継続的に利活用されることによって、生きた遺産として維持、保存され、また創り出されてきた。檀家制度や氏子制度は寺社の存続をもたらし、大工や左官などの職人技術は伝統的な建造物の維持・管理、近代以降の町家の創出と町並み景観の形成を可能にした。城下町を起源とする住吉祭りや天神祭りの都市祭礼は、町内組織の維持、存続に寄与するとともに、町並み景観の保存とも関わりを持ってきた。筋名については、城下町由来の街路のうち、そのほとんどで名称を確認することができる。

一方、現在に伝えられてきた数多くの古文書、古絵図、美術工芸品、民具などの有形の生活遺産は、空間遺産や無形の生活遺産を意義づける資料的根拠となっている。古文書や古絵図は、城下町の成立や構造、生活文化の様相を解明し、その変容を跡づける基礎資料である。萩焼などの美術工芸品は、城下町の伝統文化とその技術の継承を象徴する資料と見なすことができる。民具は、城下町的生活文化とその変容の過程の中で使われ、生み出された資料として様々な技術や風習などを具現化している。

都市遺産「萩城下町」は、人々の営みの中で綿々と継承されてきた空間遺産と生活遺産とが織り成す総合的な価値の体系である。萩には、この都市遺産が現在及び将来において存続し続けるために必要な空間遺産と生活遺産を構成する有形・無形の要素が完全なセットとして遺存している。

(1)一②資産の全体像を示す写真



【萩城下町(上空から)】



【萩城跡】



【萩城下町】



【浜崎地区】



【堀内地区】



【寺町地区】



【藍場川】

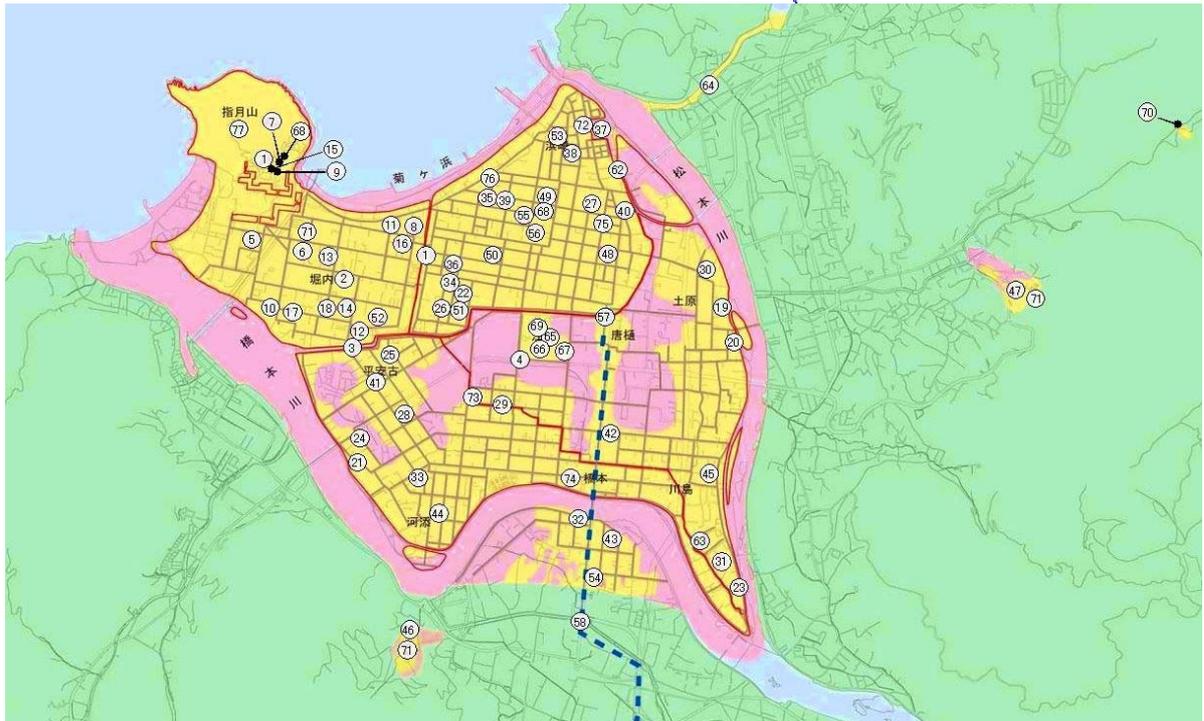


【萩往還】



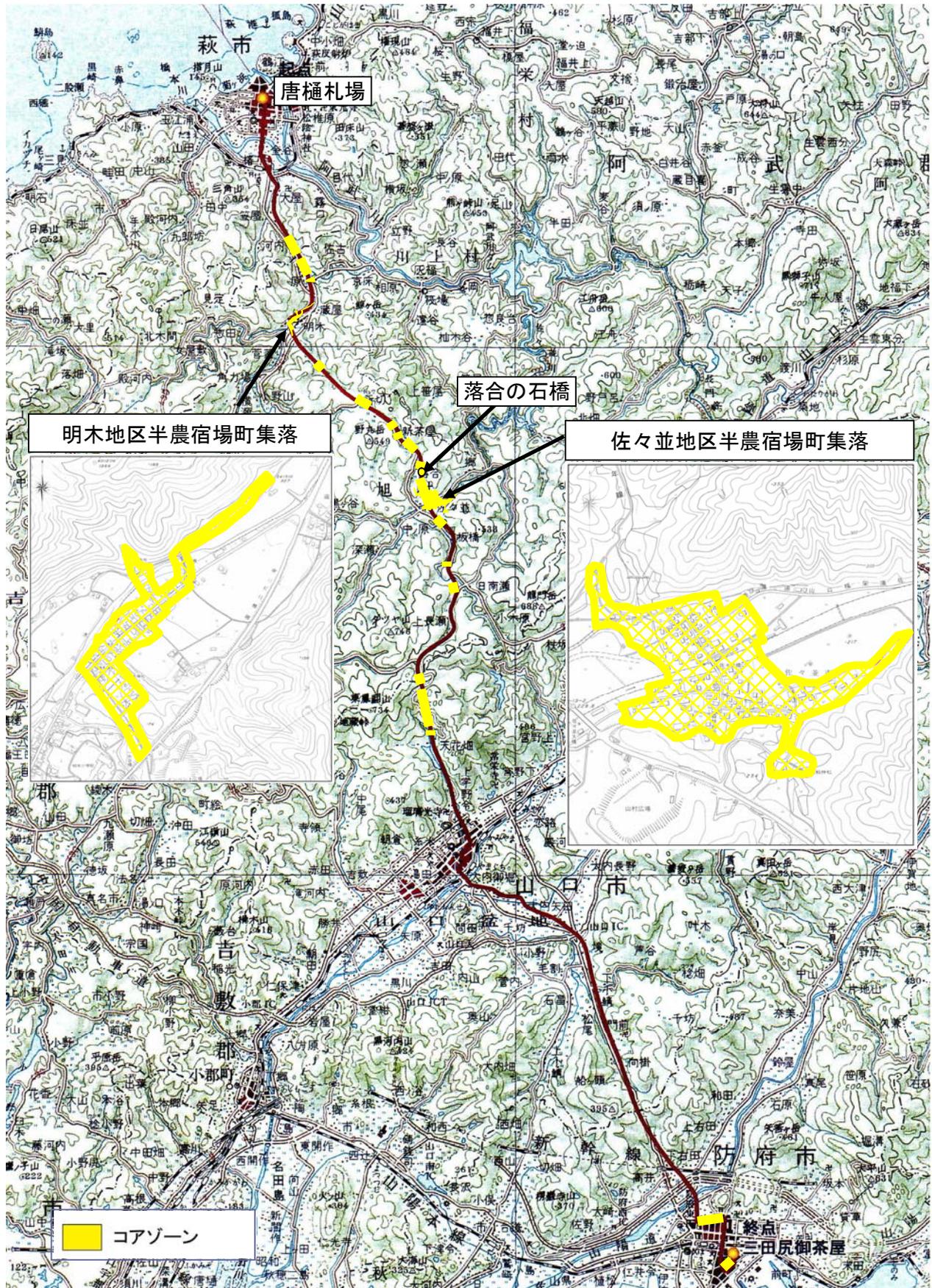
【都市祭礼】

(1) - 都道府県における資産の位置図、資産の全体を包括する図面



| 名 称 | 名 称 | 名 称 | 名 称 |
|--|--|--|---|
| 1. 萩城及び関連施設 (4) | 2. 武家地 (29) | 5. 寺社建築 (11) | 10. 藩主墓所 (1) |
| 1 萩城跡 外堀 | 26 萩城城下町 青木周弼旧宅 野田家旧宅 | 48 常念寺表門 49 亨徳寺三門 50 端坊鐘楼 51 円政寺内金毘羅社社殿 52 春日神社 53 住吉神社 54 金谷神社 55 寺町地区 56 長寿寺十三重塔 | 71 萩藩主毛利家墓所 天樹院墓所 大照院墓所 東光寺墓所 |
| 2 萩市堀内地区 3 平安橋 4 萩城下街割原標石 | 27 古萩地区 (萩城下町以外) 28 平安古地区 (伝建以外) 29 江向地区 30 土原地区 31 川島地区 (藍場川以外) 32 金谷・雑式町地区 33 河添地区 | 57 唐樋札場 58 萩往還 59 落合の石橋 60 明木地区半農宿場町集落 61 佐々並地区半農宿場町集落 | 11. 藩役所 (5) 72 旧萩藩御船倉 73 藍玉座跡 74 当島宰判勘場跡 75 野山獄・岩倉獄跡 76 菊ヶ浜土塁 (女台場) |
| 2. 武家地 (29) | 3. 町人地 (10) | 6. 街道 (5) | 12. 天然記念物 (1) |
| 5 旧厚狭毛利家萩屋敷長屋 6 旧福原家萩屋敷門 7 旧福原家書院 8 旧益田家物見矢倉 9 花江茶亭 10 口羽家住宅 11 旧周布家長屋門 12 旧児玉家長屋門 13 問田益田氏旧宅土堀 14 旧梨羽家書院 15 煤払いの茶室 (旧梨羽家茶室) 16 旧繁沢家長屋門 17 旧二宮家長屋門 18 旧祖式家長屋 19 小川家長屋門 20 奥平家長屋門 21 坪井九右衛門旧宅 22 木戸孝允旧宅 23 旧湯川家屋敷 24 萩市平安古地区 25 村田清風別宅跡 | 34 菊屋家住宅 35 熊谷家住宅 36 旧久保田家住宅 37 須子家住宅 38 萩市浜崎地区 39 今魚店地区 40 古萩地区 (萩城下町以外) 41 平安古地区 42 御許町・橋本町地区 43 椿町地区 | 62 新堀川 63 藍場川 64 姥倉運河 | 77 指月山 |
| | 4. 百姓地 (2) | 7. 水路 (3) | |
| | 44 河添地区 45 川島地区 (藍場川以外) | 8. 藩校明倫館 (5) 65 旧萩藩校明倫館 66 明倫館遺構 南門 67 明倫館遺構 観徳門 68 明倫館遺構 万歳橋 69 明倫館遺構 聖賢堂 | |
| | 5. 寺社建築 (11) | 9. 伝統工芸 (1) | |
| | 46 大照院 47 東光寺 | 70 萩焼古窯跡群 | |

(1) - 都道府県における資産の位置図、資産の全体を包括する図面



(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 1 . 萩城及び関連施設】 | | | | | | |
|-----------------|-------------|-----------|----|---------------|-----------------|--|
| | 名 称 | 保 護 の 主 体 | | 保 護 の 種 別 | 指定面積 | 要 約 |
| 1 | 萩城跡 | 国 | 指定 | 史跡 | 367,788.46 ㎡ | 萩城は、指月山（標高143m）を中心とした平山城である。慶長9年（1604）、毛利輝元が築城し、その後明治維新によって廃城となるまでの260年間毛利氏歴代13代が居城した。指月山頂の要害、南麓の本丸（天守曲輪）、二の丸（二の曲輪）の大部分と、外堀が国指定史跡に指定されている。 |
| | 外堀 | | | | | 萩城外堀は、萩城三の丸（堀内）と城下町を区画する堀である。江戸初期に掘られ、当初20間幅であったが、城下町側からの町家の進出により、14間、8間と狭くなった。現在最終の8間段階での整備が進められている。城下町から堀内（三の丸）に入る3ヶ所の総門（北・中・平安古）の一つ、北の総門が、平成16年（2004）に復元された。高さ7m、幅5mの高麗門で、全国屈指の大きさである。 |
| 2 | 萩市堀内地区 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 55.0ha | 堀内地区は旧萩城三の丸であり、築城以来文久3年（1863）に藩庁が山口に移されるまで藩の諸役所や毛利一門、永代家老などの屋敷があった。明治以後は上級武士が萩を離れたため広大な空地となり、旧士族授産のための夏みかん畑に転用された。藩政期の地割と明治期の旧士族授産の名残である夏みかんが堀内地区のたどってきた歴史を感じさせ、全国初となる重要伝統的建造物群保存地区に選定された。 |
| 3 | 平安橋 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1基 | 萩城三の丸の3ヶ所の総門（北・中・平安古）の一つである平安古の総門前の外堀に架けられた石橋。玄武岩で造られ、吊り桁や定着桁を備えたゲルバー桁橋の構造をもった無橋脚の珍しい橋である。 建築年代：明和年間（1764～71） |
| 4 | 萩城下街割原標石 | 萩市 | 指定 | 史跡 | 1基 | 萩の測量の起点となった基準石との伝承を持つ。江戸時代中期の烏田智庵記に「萩の正中石」とあり、当時萩の中心を示した石と考えられていたことがわかる。 |
| 【 2 . 武家地】 | | | | | | |
| | 名 称 | 保 護 の 主 体 | | 保 護 の 種 別 | 指定面積 | 要 約 |
| 5 | 旧厚狭毛利家萩屋敷長屋 | 国 | 指定 | 重要文化財 | 1棟 | 厚狭毛利家は毛利氏の一門（親戚筋）で、石高は9,400石余である。萩城大手門の南100mの要地に位置する。桁行51.5m、梁行5.0mで、萩に残る武家屋敷の中で最大規模を誇る。 建築年代：安政3年（1856） |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 2 . 武家地 】 | | | | | |
|-------------|-------|-------|-----------|-----|---|
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 6 旧福原家萩屋敷門 | 山口県 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 福原家は萩藩永代家老で、石高は11,314石余である。宇部に給領地を有していた。萩上屋敷は萩城三の丸（堀内）にあり、この門は屋敷の表門である。上級武家屋敷の門は普通門番所のある長屋門であるが、門番所のないこの形式は珍しいものとなっている。 建築年代：18世紀 |
| 7 旧福原家書院 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 萩藩永代家老福原家の萩上屋敷内にあった書院である。現在は萩城本丸（天守曲輪）内に移築され、志都岐山神社の社務所として使用されている。江戸中期における重臣の住居の特徴を良く表している。 建築年代：18世紀後半 |
| 8 旧益田家物見矢倉 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群 | 1棟 | 益田家は萩藩永代家老で、石高は12,062石余であり、須佐に給領地を持っていた。上屋敷は堀内の北東端にあり、大馬場に面していた。現在残る物見矢倉は、北の総門から出入りする者を見張るためのものである。 建築年代：19世紀 |
| 9 花江茶亭 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 13代藩主毛利敬親が安政3年（1856）頃、三の丸内にあった花江御殿内に造った茶室である。この茶室では敬親が、城中では話にくい事を茶事に託して各支藩主や家臣とともに時勢を論じ、国事を画策したと伝えられる。明治22年（1889）頃、萩城内に移築されている。 建築年代：安政3年（1856）頃 |
| 10 口羽家住宅 | 国 | 指定 | 重要文化財 | 2棟 | 口羽家は、萩藩の寄組士で石高は1,018石、代々萩城三の丸に住み、大身の武士の居住区であった堀内地区において現在も旧藩時代そのままの旧位置に残る。全国的に数少ない武家屋敷の一遺例である。 建築年代：18世紀末～19世紀初頭 |
| 11 旧周布家長屋門 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 周布家は萩藩永代家老益田家の庶流で、大組士の筆頭として1,530石余の知行地を長門市洪木に領していた。堀内にあった萩上屋敷の表門であり、江戸中期の武家屋敷長屋の様式が良好に保存されている。 建築年代：18世紀 |
| 12 旧児玉家長屋門 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群 | 1棟 | 児玉家は寄組に属し、石高は2,243石余である。屋敷は堀内の三年坂筋、平安古の総門に近接した場所に所在した。長屋の南端に門が開いている。入母屋造、本瓦葺きで、腰部分は海鼠壁である。 建築年代：19世紀 |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 2 . 武家地 】 | | | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----|--|
| 名 称 | 保 護 の 主 体 | 保 護 の 種 別 | 指 定 面 積 | 要 約 | |
| 13 問田益田氏旧宅土塀 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 問田益田家は永代家老益田家の分家筋にあたる。石高は4,096石。堀内にあった上屋敷を囲むこの土塀は、総延長231.7mあり、重臣屋敷の広大さを偲ばせる。往時の姿が良好に保存されている。 建築年代：18世紀 |
| 14 旧梨羽家書院 | 山口県 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 梨羽家は石高683石余の大組士である。萩城三の丸（堀内）に屋敷を構える。欄間障子の中綿式などの工作は優秀で、比較的高級な建築物となっている。 建築年代：19世紀初頭 |
| 15 煤払いの茶室 （旧梨羽家茶室） | | 未指定 | （有形文化財） | 1棟 | 中津江にあった梨羽家（寄組3,218石余。旧梨羽家書院の梨羽家とは別家）の下屋敷から移築されたものである。江戸時代、萩城年末の大掃除の際に、藩主がこれを避けて家臣の屋敷に退去した。藩主を迎える家では座敷や茶室を新築してもてなした。花月楼形式の茶室である。 建築年代：18世紀 |
| 16 旧繁沢家長屋門 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群 | 1棟 | 繁沢家は萩藩寄組に属し、石高は1,094石余である。萩市小川に給領地を持っていた。長屋門は屋敷の表門である。切妻造、平屋建て、桁行29.0mである。 建築年代：19世紀初頭 |
| 17 旧二宮家長屋門 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群 | 1棟 | 堀内の蔵田町に面している。二宮家は大組に属し、石高は891石余である。長屋門は屋敷の表門である。入母屋造、本瓦葺で桁行20.0mである。 建築年代：19世紀初頭 |
| 18 旧祖式家長屋 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群 | 1棟 | 堀内の蔵田町筋と横町筋の角に所在する。祖式家は大組に属し石高は670石余である。西側は入母屋造、東側は切妻造である。石垣の形状を見ると、もとはさらに東側に延びていたと思われる。 建築年代：19世紀初頭 |
| 19 小川家長屋門 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 小川家は石高500石の大組士である。土原に屋敷を構えており、この長屋門は表門である。入母屋造りの棧瓦葺平屋建てで、桁行27.39m。 建築年代：19世紀初頭 |
| 20 奥平家長屋門 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 奥平家は石高300石の大組士である。土原に屋敷を構えておりこの長屋門は表門である。寄棟造棧瓦葺平屋建てで、桁行27.85m。 建築年代：19世紀初頭 |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 2 . 武家地 】 | | | | | |
|-------------|-------|-------|---------------|------------|--|
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 21 坪井九右衛門旧宅 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群 | 4棟 | 坪井九右衛門は石高157石で、平安古に屋敷を構え、敷地裏は橋本川に面していた。長屋門、蔵、主屋は当時の形態を良好に残している。 建築年代：19世紀初頭 |
| 22 木戸孝允旧宅 | 国 | 指定 | 史跡 | 829.76㎡ | 木戸孝允の実父、藩医和田昌景の家。木戸孝允は天保4年(1833)この家に生まれ、8歳の時に近隣の桂家に養子に入って桂小五郎と名のつたが、養父母死亡のため、嘉永5年(1852)に江戸に出るまでの約20年間をこの家で過ごしている。 建築年代：19世紀初頭 |
| 23 旧湯川家屋敷 | 萩市 | 指定 | 史跡 | 1,282.97㎡ | 23石の禄を授けられた萩藩士、湯川家の屋敷である。藍場川の流れを屋敷内に引き込んで庭池とし、さらにその水は主屋の台所を通り再び川に戻る。湯殿内には藍場川に面したハトバが設けられ、藍場川周辺民家の典型的な水の利用法をみることができる。 建築年代：19世紀中頃 |
| 24 萩市平安古地区 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 4.0ha | 重臣の多くは堀内(萩城三の丸)に住居を構えていたが、この平安古地区の開墾が進み、武家住宅が増えた。藩政期の地割や幕末藩政に活躍した坪井九右衛門(157石)の旧宅などの武家屋敷が現在まで良好に遺存している。さらに、堀内・平安古両地区には左右を高い土堀で囲み、見通しのきかない「鍵曲」といわれる鍵手形道路が残る。 |
| 25 村田清風別宅跡 | 萩市 | 指定 | 史跡 | 991.24㎡ | 村田清風が萩藩政に携わっていた25年間の旧宅跡で、敷地と長屋門が残る。清風は天保の改革において民政や兵制刷新、文武の奨励などに尽力、明治維新に活躍する萩藩の基礎が築かれた。一方厳しい儉約に対する反発もあり、門前の溝蓋石は、清風に不満を持つものが夜間ひそかに欠いたとされている。 建築年代：19世紀初頭 |
| 26 萩城城下町 | 国 | 指定 | 史跡 | 55,087.41㎡ | 萩城城下町は、旧萩城の外堀から外側にあたり、町筋は碁盤目状に画され、中下級の武家屋敷や町家が軒を連ねていた。中心路(通称御成道)から南に向かう菊屋・伊勢屋・江戸屋横丁という小路があり、高杉晋作旧宅や青木周弼旧宅、なまこ壁の土蔵、門、土堀が連なり、城下町の景観を偲ばせる。 |
| 青木周弼旧宅 | | | | | 青木周弼旧宅は、史跡萩城城下町の指定地内、江戸屋横丁に面している。青木周弼は、萩藩13代藩主毛利敬親の侍医となり、医学館長を兼任した。旧宅は主屋と道に面した門、中間部屋からなる。元はこの家と背中合わせの場所に住んでいたが、名声が高まって他国からも教えを請う者が増え、家が手狭になったため、新築したものである。 建築年代：安政6年(1859)春 |
| 野田家旧宅 | | | | | 野田家旧宅は、史跡萩城城下町の指定地内、慶安橋筋に面している。野田家は石高57石で、屋敷は門、主屋、庭園などが良好に保存されている。 建築年代：19世紀初頭 |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 2 . 武家地 】 | | | | | |
|------------------|-------|-----------|------|--|--|
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 27 古萩地区（萩城城下町以外） | 未指定 | （重要文化的景観） | | 江戸初期には既に町並みが完成し、武家地と町人地がそれぞれの街区を形成していた。中でも今古萩・古萩・吉田町は江戸後期まで町人地への変更はなく、上・下五間町、東田町では江戸中期以後、武家地に町人地や寺が入り込んできている。本地区は中下級武家地であるが、一門・寄組の屋敷も5軒あり、大組、遠近付、寺社組、無給通、足軽、中間の階層がほぼ同じ割合で存在した。 | |
| 28 平安古地区（伝建以外） | 未指定 | （重要文化的景観） | | 江戸初期には平安古本町を含む3本の道路沿いには武家屋敷はなく、他は田や深田であった。江戸中期までには石屋町筋や河岸端沿いに武家屋敷が作られ、ほぼ武家地としての完成を見る。比較的高禄の武士が多いのは、堀内に近いという立地条件と、堀内が手狭になり下屋敷地を新たに求めたことによると思われる。 | |
| 29 江向地区 | 未指定 | （重要文化的景観） | | 江戸初期には江向東端に橋本橋が架かり、これを守るように武家屋敷が配置された。武家地は八丁筋を中心に北に広がっていたが、水田もかなり残されていた。江戸中期には藍場川の北側にあった水田も武家屋敷になり、ほぼ武家地としての完成を見る。中級武家地としての雰囲気良好に残す地区である。 | |
| 30 土原地区 | 未指定 | （重要文化的景観） | | 土原が中州として形成されたのは寛永年間（1624～43）で、江戸初期にはまだ東浜崎の入江が唐樋町の東に深く食い込んでおり、武家地は松本川沿いにまとまっていた。江戸中期には江後と呼ばれる地域も埋立てられ、武家屋敷が増加した。階層的には大組が半数以上を占め、次いで無給通、足軽が多い。中級武家地である。 | |
| 31 川島地区（藍場川以外） | 未指定 | （重要文化的景観） | | 江戸初期には御成道付近、十日市筋と善福寺隣のわずかな範囲にしか武家屋敷がなかった。江戸中期までには道路が整備され、武家屋敷も増加する。藍場川上流には下級武士（足軽・中間）の屋敷と百姓地が混在する。土原と橋本町に接した地域は、大組が半数を占め、その他遠近付、無給、中間、足軽が混在し、百姓地が少ない。中下級武家地である。 | |
| 32 金谷・雑式町地区 | 未指定 | （重要文化的景観） | | 武家地は橋本橋のたもとを守るように配置されている。江戸中期には雑式町では西側に、金谷では南側に武家地が拡大している。階層で見ると寄組以上は存在せず、大組、無給通、足軽、中間がそれぞれ約3分の1ずつを占める、中下級武家地である。 | |
| 33 河添地区 | 未指定 | （重要文化的景観） | | 江戸初期にはほとんど畑で武家屋敷は橋本河岸の1軒だけであったが、江戸中期には道路が通り、橋本川の近くに隆景寺が建てられた。武家屋敷は平安古に接するところに存在するが、全体として百姓地が多い。徒士、足軽、中間等の下級武士の屋敷が百姓地の中に混在している。 | |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 3 . 町人地 】 | | | | | |
|------------------|-------|-------|---------------|----------------|---|
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 34 菊屋家住宅 | 国 | 指定 | 重要文化財 | 5棟 | 菊屋家は萩藩の御用商人である。萩城下28町の筆頭である呉服町一丁目に屋敷を構え、幕府の巡見使等の宿所にも利用された。主屋は江戸初期の建物で、全国最古に属する町家である。 建築年代： 主屋 承応元年（1652）～明暦3年（1657） |
| 35 熊谷家住宅 | 国 | 指定 | 重要文化財 | 4棟 | 熊谷家は萩藩の御用商人である。問屋・金融・仲買・製塩を業として栄えた豪商であった。江戸中期に建てられた主屋の土間まわりは、丁寧に仕上げた太い梁を縦横に架け渡した豪壮な構成である。4代当主はシーボルトと親交があった。 建築年代：明和5年（1768） |
| 36 旧久保田家住宅 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 770.0㎡ (敷地) | 藩政時代後期、近江国から萩に入って熊谷町の久保田家の分家となった「久保田庄七」が菊屋家の向かいで開いた呉服商の旧宅である。幕末から明治前期の建造物として、意匠、構造、技術にすぐれ、萩城城下町を形成する建造物として極めて重要である。 建築年代：幕末～明治前期 |
| 37 須子家住宅 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群 | 6棟 | 須子家は浜崎の商人である。同家は酒造業を営む傍ら、本家・分家ともに北国問屋株を持ち、北前船との交易を行った。建物は浜崎地区の中でも古く、規模の大きな町家である。 建築年代：18世紀後期 |
| 38 萩市浜崎地区 | 国 | 選定 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 10.3ha | 浜崎は萩城下三角州北東端に位置し、藩政時代は萩城下の港町として、廻船業と水産加工業で栄えた。藩政時代から近代にかけての町家主屋など伝統的建造物が数多く残り、特色ある歴史的景観が現代まで継承されている。 |
| 39 今魚店地区 | 萩市 | 指定 | 歴史的景観保存地区 | 9,782㎡ | 今魚店町は城下町の中でも他の地区とは異なり壮大な町屋敷が多かった。享保の始め町年寄の上に大町年寄が設けられた時、当町の深野清兵衛と近藤惣左衛門が隔年に大年寄を勤め、後も独占世襲した。また当町には豪商熊谷家も含まれる。 |
| 40 古萩地区（萩城城下町以外） | | 未指定 | （重要文化的景観） | | 江戸初期の「慶安絵図」を見ると、町人地のほとんどが古萩地区に集中する。御成道筋と春若町筋に沿って広範囲に町人地があり、それに平行又は直交する筋にも町人地が広がる。 |
| 41 平安古地区 | | 未指定 | （重要文化的景観） | | 外堀を挟んで萩城三の丸の平安古の総門の東南に延びる町人地で、江戸初期の絵図に見る武家屋敷の大部分が江戸中期の絵図では町人地に変わっている。反面埋立てにより武家地は増加し、平安古町の三方を囲む。享保6年（1721）に一丁目・二丁目に分かれた。 |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 3 . 町人地】 | | | | | |
|----------------|-------|-------------|------|---|--|
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 42 御許町・橋本町地区 | 未指定 | (重要文化的景観) | | 御許町は御成道筋に面し、もと武家地であったが、管理が行き届かず見苦しいため、元禄10年(1697)に町人地となった。当初は橋本町と唐樋町に分けて支配されていたが、まもなく町家が立ち並んできたので宝永7年(1710)4月に「御許町」と名付けられた。これは侍屋敷であったところを町屋敷に変更し、町として「許した」ことから名付けたと伝えられる。 | |
| 43 椿町地区 | 未指定 | (重要文化的景観) | | 北は橋本川を隔てて橋本町、南は当島宰判管内の椿西分に接する。東と西は中下級武家地である。萩城下の出入り口に当たり、城下の諸町のうち、三角州外にある唯一の町人地である。町の南にある金谷天満宮の前には城下への出入り口として大木戸が設置されていた。 | |
| 【 4 . 百姓地】 | | | | | |
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 44 河添地区 | 未指定 | (重要文化的景観) | | 萩の城下町が立地した三角州中央部の江向地区と土原地区には田圃が広がり、この田圃を耕作する百姓が三角州内に居住していた。萩城下の百姓地は最も標高の低い南西部の河添と南東部の川島に、下級武家地と混在して所在した。江向に河添沖田、土原に川島沖田の地名が残るのは、河添や川島の百姓の土地利用を想起させるものである。 | |
| 45 川島地区(藍場川以外) | 未指定 | (重要文化的景観) | | 萩の城下町が立地した三角州中央部の江向地区と土原地区には田圃が広がり、この田圃を耕作する百姓が三角州内に居住していた。萩城下の百姓地は最も標高の低い南西部の河添と南東部の川島に、下級武家地と混在して所在した。江向に河添沖田、土原に川島沖田の地名が残るのは、河添や川島の百姓の土地利用を想起させるものである。 | |
| 【 5 . 寺社建築】 | | | | | |
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 46 大照院 | 国 | 指定 重要文化財 | 5棟 | 2代藩主毛利綱広によって明暦2年(1656)建立された臨済宗寺院。萩藩主菩提寺で、初代及び2代から12代の偶数代藩主の墓所がある。江戸時代中期に全焼し、再建された。本堂の主室は方丈形式の典型的な近世禅宗本堂建築であり、建築年代が確実な遺構である。 建築年代(再建)： 寛延3年(1750)～宝暦5年(1755) | |
| 47 東光寺 | 国 | 指定 重要文化財 | 4棟 | 3代藩主毛利吉就が萩出身の名僧慧極を開山として創建した全国有数の黄檗宗寺院。萩藩主菩提寺で、3代から11代の奇数代藩主の墓所がある。大雄宝殿については、特色ある唐様建築であり、中国地方の寺院建築において最高水準を示す。 建築年代：大雄宝殿 元禄11年(1698) | |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 5 . 寺社建築】 | | | | | |
|---------------|------------|------------|---------------|-----|--|
| 名 称 | 保護の 主 体 | 保護の 種 別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 48 常念寺表門 | 国 | 指定 | 重要 文化財 | 1棟 | 浄土宗の寺院で天文元年（1532）の創建。表門は京都聚楽第の裏門であったと伝えられ、毛利輝元が伏見の邸に移築していたものを、萩開府の際に当寺を宿所にした縁で移築、寄進した。 移築年代：寛永10年（1633） |
| 49 亨徳寺三門 | 萩市 | 指定 | 有形 文化財 | 1棟 | 亨徳寺は享徳元年（1452）に江向に創建された真言宗寺院が前身と伝えられる。その後元亀年間（1570～72）に曹洞宗となり、承応元年（1652）現在地に再建された。三門は、浜崎町町人の山県十左衛門幸雄が建立し、寄進したものである。 建築年代：元禄8年（1695） |
| 50 端坊鐘楼 | 萩市 | 指定 | 有形 文化財 | 1棟 | 松林山端坊は慶長13年（1608）に毛利輝元の意向により建立された浄土真宗本願寺派の寺である。寺内にあるこの鐘楼は、3代藩主毛利吉就が初入国の際、時鐘用として寄進、建立したものである。 建築年代：貞享3年（1686） |
| 51 円政寺内金毘羅社社殿 | 萩市 | 指定 | 有形 文化財 | 1棟 | 円政寺は真言宗の寺院で、境内に金毘羅社があり、神仏習合の形態が見られる。社殿は寄進された鳥居に延享2年（1745）の銘があること、『八萩名所図画』に現存するものと同じ社殿が描かれることから、170年は経っていると思われる。本殿、釣殿、拝殿からなり、拝殿は山口県独特の楼造り風である。 建築年代：延享2年（1745） |
| 52 春日神社 | 国 | 選定 | 重要伝統的 建造物群 | 5棟 | 春日神社は大同元年（806）に奈良春日大社より勧請したという。その後毛利輝元の意向により、慶長12年（1607）に江向伊予八幡宮の地から萩城三の丸の現在地に遷座したと伝えられている。 建築年代（再建）：安永3年（1774） |
| 53 住吉神社 | 国 | 選定 | 重要伝統的 建造物群 | 5棟 | 住吉神社は明暦元年（1655）に摂津国堺の住吉大社から勧請し、万治元年（1658）に現在地に移転した。歴代藩主の崇敬も厚かった。祭礼は万治2年（1659）に始まり、寛文6年（1666）からは地元浜崎を除く萩市中本町28町のうち数町が交代で祭事を担当し、踊り車を出し家ごとに店頭を作り物で飾った。御船・神輿等の神幸があった。「御船謡」は山口県指定無形民俗文化財である。 建築年代：神 殿 万治2年（1659） 拝 殿 延宝7年（1679） |
| 54 金谷神社 | | 未指定 | （有形文 化財） | | 文治2年（1186）に長門守護佐々木高綱が大宰府天満宮から勧請したのが始まりとされ、長州第三宮とされる。享保5年（1720）に萩城下町の入口である大木戸側の現在地に移転した。祭礼は移転の際、藩主から各町内に御備道具の下げ渡しがあり、それを記念して始められたと伝えられる。神輿・神幣・聖・踊り車などの奉納がある。御備と呼ばれる長州一本槍の奉納もあった。 建築年代（再建）：寛政2年（1790） |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 5 . 寺社建築】 | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-----------------|-----------------------|---|
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 55 寺町地区 | | 未指定 | (重要文化的景観) | | 萩には寺院が集中し、俗に「萩百ヶ寺」と言われる。これは従来寺院に加え、毛利氏とともに移転してきた寺が多かったことにもよる。多くの寺は城下で最も標高が高い北古萩周辺に集められ、いわゆる寺町を形成している。海潮寺、亨徳寺、保福寺、梅蔵院等が含まれる。 |
| 56 長寿寺十三重塔 | 山口県 | 指定 | 有形文化財 | 1基 | 長寿寺は浄土宗の寺院。山口長寿寺5世が毛利輝元の帰依を受け、慶長16年(1611)に萩に一宇を建立したのに始まる。十三重塔は、江戸時代に大津郡向津具(現長門市)二尊院から移されたこととされ、基礎に嘉元4年(1306)の年号がわずかに読み取れる。地方臭がなく、おそらく中央で造られたものと思われる。 建築年代：嘉元4年(1306) |
| 【 6 . 街道】 | | | | | |
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 57 唐樋札場 | | 未指定 | (史跡) | | 唐樋札場は藩のお触れを示す御高札場があったことからこの名があるが、同時に防長2ヶ国の街道の起点であった。萩往還、石州街道、赤間関街道がここから発し、各街道の一里塚には、「唐樋札場従り 里」と記されていた。 |
| 58 萩往還 | 国 | 指定 | 史跡 | 28,061㎡ | 萩往還は、日本海側の萩と瀬戸内海側の三田尻(防府市)をほぼ直線の最短ルートで結ぶ街道である。総延長は53km。途中山口市を經由する。藩主の参勤交代にも利用され、幕末には志士たちも往来した。最高地点は標高600mを越える、起伏の大きなルートである。 |
| 59 落合の石橋 | 国 | 登録 | 登録有形文化財 | 1基 | 長さ2.4m、幅1.7mの石橋で、片持梁の役割を果たす柱状の石材の上に、玄武岩らしき3列の板石がのる。萩近辺に多く見られるこの構造形式は、この地方特有のものとしてされている。国の登録有形文化財に登録されている。 |
| 60 明木地区半農宿場町集落 | | 未指定 | (重要文化的景観) | | 明木地区は萩往還の完成とともに宿場町として、また市町として栄えた。弘化2年(1845)頃の記録では家数73軒、内20軒が商人、53軒が宿人夫馬持ちで、ともに農業に従事していた。 |
| 61 佐々並地区半農宿場町集落 | | 未指定 | (重要伝統的建造物群保存地区) | 2.9454km ² | 佐々並地区は明木地区と並び、萩往還の宿場町として栄えた。毛利輝元が広島から萩に移る際にこの地で休憩したといわれ、それにちなんで御茶屋が建てられたと伝えられている。 |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【 7・水路】 | | | | | |
|--------------|-------|------------------|------------|---|--|
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 62 新堀川 | | 未指定 (重要文化的景観) | | 萩城外堀から唐樋町まで、古萩地区の南縁辺に開削。「萩新堀川開鑿幕府へ伺図」によると延長8町、幅5間、深さ5尺。現在の延長は1,132m(後の造成部分を除く)。貞享4年(1687)に城下町の水はけを目的として、幕府に願い出て許可された。具体的な完成年月は不明であるが、元禄12年(1699)の絵図によって計画通り実現されたことが確認できる。延享元年(1744)に藍場川が接続した。 | |
| 63 藍場川 | 萩市 | 指定 歴史的景観保存地区 | 1,675ha | 三角州内の水路であり、大溝とも呼ばれた。『防長風土注進案』によると延長1,342間半。現在の延長は2,572m。もとは田畑へ水を引き入れるための用水路であったが、6代藩主毛利宗広が消防水利及び舟運のために開削を命じた。享保2年(1717)に江向付近まで完成し、延享元年(1744)に新堀川までの全線が完成した。開削から20~30年後に江向に藍玉座が設けられたため、いつの間からか藍場川と呼ばれるようになった。 全線開通：延享元年(1744) | |
| 64 姥倉運河 | | 未指定 (重要文化的景観) | | 洪水時の水を排出するために松本川河口から小畑湾にかけて掘られた運河である。「姥倉開作一件」によると延長419間半、幅15間。現在の延長は835m。嘉永5年(1852)11月に着手、2年半後の安政2年(1855)6月に完成した。総工費は銀1,250貫。萩町人からの献納も多数に上った。この運河の完成により、萩は長く大規模な水害を免れることになった。 全線開通：安政2年(1855) | |
| 【 8・藩校明倫館】 | | | | | |
| 名 称 | 保護の主体 | 保護の種別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 65 旧萩藩校明倫館 | 国 | 指定 史跡 | 10,795.01㎡ | 5代藩主毛利吉元により家臣の文武修行のために萩城三の丸(堀内)に創建され、その後江向の地に拡張、移転した。有備館(剣槍稽古場)や再移築された南門、観徳門、聖賢堂等が現存する。また水中騎馬の練習場であった「水練池」は、全国で現存する唯一のものである。現在敷地は萩市立明倫小学校となっている。 建築年代：嘉永2年(1849) | |
| 66 明倫館遺構 南門 | 萩市 | 指定 有形文化財 | 1棟 | 嘉永2年(1849)に江向に新築された新明倫館の正門で、藩主が聖廟を拝する春秋の「釈菜(孔子祭)」や公式行事以外は開かれなかった。明治以後寺院の表門として移築されていたが、平成16年(2004)に元の場所に移築、復元された。 建築年代：嘉永2年(1849) | |
| 67 明倫館遺構 観徳門 | 萩市 | 指定 有形文化財 | 1棟 | 旧藩校明倫館の遺構であり、孔子を祭る聖廟の前門である。全体に木鼻や操形の多い装飾的要素が目立ち、構造的にも大仏様や禅宗様の要素を持つ珍しいものである。 建築年代：嘉永2年(1849) | |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

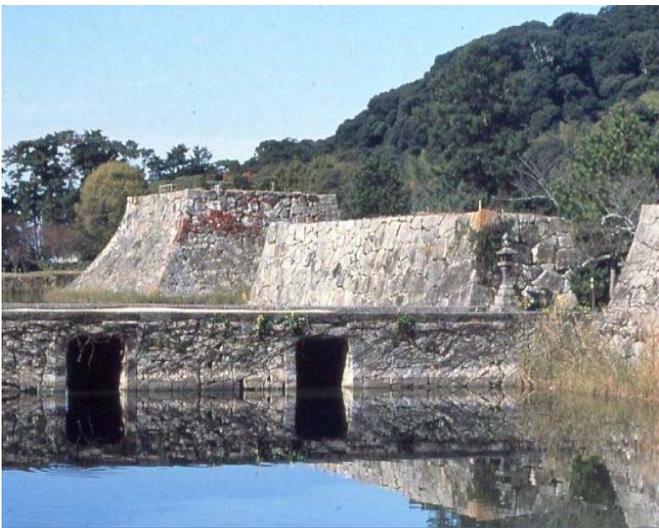
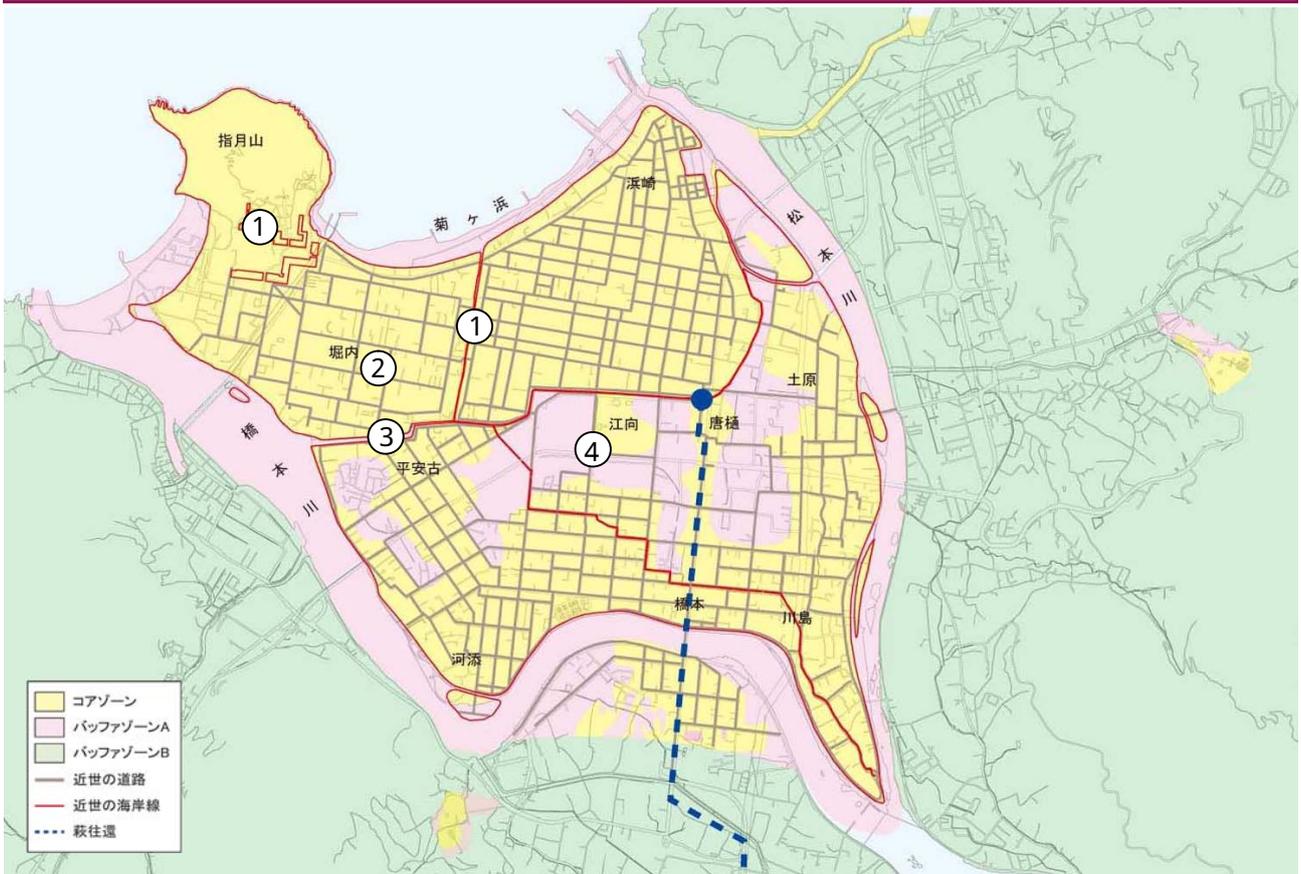
| 【 8 . 藩校明倫館】 | | | | | |
|--------------|-----------|-----------|-------|--------|---|
| 名 称 | 保 護 の 主 体 | 保 護 の 種 別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 68 明倫館遺構 万歳橋 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1基 | 明倫館聖廟への石橋で、中国上代の形式を模倣し、諸侯の学校であることの象徴とした。中国風のデザインが施された太鼓橋である。現在は萩城跡の志都岐山神社（明治12年創建）の庭園に移築されている。 建築年代：嘉永2年(1849) |
| 69 明倫館遺構 聖賢堂 | 萩市 | 指定 | 有形文化財 | 1棟 | 藩校明倫館の聖廟前、観徳門の左右にあった東塾、西塾の遺構である。当時は聖廟で行われる「積菜（孔子の祭）」の道具などを納めたり、祭りの準備に使われていた。廃校後両塾を合わせて1棟とし、市内の阿呼社（佐世天神）に移築されていたが、大正7年（1918）に水練池の南に再移築された。桁行7.6m、梁間2.8mの小さな建物である。 建築年代：嘉永2年(1849) |
| 【 9 . 伝統工芸】 | | | | | |
| 名 称 | 保 護 の 主 体 | 保 護 の 種 別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 70 萩焼古窯跡群 | 山口県 | 指定 | 史跡 | 1,330㎡ | 萩焼は、「一楽二萩三唐津」といわれるように、茶陶として著名である。江戸時代初期、萩藩主毛利家は、文禄・慶長の役(1592～98)で連れ帰った朝鮮人陶工に命じて松本村中の倉（現萩市椿東）に御用窯を開いた。萩焼古窯跡群は、萩市椿東での発掘調査により発見された。5基の窯跡及び出土品などにより、その発展過程を知ることができる全国でも数少ない古窯群である。 |
| 【10.藩主墓所】 | | | | | |
| 名 称 | 保 護 の 主 体 | 保 護 の 種 別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 萩藩主毛利家墓所 | 国 | 指定 | 史跡 | 3.4ha | 萩藩祖毛利輝元の墓所。この地にもと四本松別邸と呼ばれた輝元の隠居所があり、輝元の死後天樹院という菩提寺となった。現在寺院はなく、墓所のみが残っている。 |
| 天樹院墓所 | | | | | 大照院は2代藩主毛利綱広によって建立された臨済宗寺院。寺名は初代藩主秀就の法名による。初代と2代以降の偶数代の藩主の墓所がある。各藩主墓所前には、家臣から寄進された石灯籠が立ち並ぶ。墓石の形式は五輪塔。 |
| 大照院墓所 | | | | | 東光寺は3代藩主毛利吉就によって建立された黄檗宗寺院。3代以降の奇数代藩主の墓所がある。大照院同様、各藩主墓所前に石灯籠が立ち並ぶ。墓石の形式は位牌型。 |
| 東光寺墓所 | | | | | |

(2) 資産に含まれる文化財
整理表

| 【11.藩役所】 | | | | | |
|---------------|------------|-------------------------|---------|--|--|
| 名 称 | 保護の 主 体 | 保護の 種 別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 72 旧萩藩御船倉 | 国 | 指定 史跡 | 423.45㎡ | 御船倉は、藩主の御座船を格納した場所である。全国唯一の屋根を備えた藩政時代の御船倉である。同時に御船倉は浜崎宰判の役所でもあった。浜崎代官は、浜崎の町方・浦方、加えて六浦、萩沖の六島と見島を管轄した。 建築年代：17世紀 | |
| 73 藍玉座跡 | 萩市 | 指定 歴史的景 観保存地 区 | 631.8㎡ | 藍玉座は藍色染料の元となる藍玉の製造場として、明和年間（1764～71）に藩により開設された。天保14年（1843）に一時廃止されたが、嘉永3年（1850）藍玉の生産・販売統制を復活し、安政3年（1856）の産物取立政策の中でもこの方針を推し進めた。藍場川の名は藍玉座に由来する。北側60m、西側40mに及ぶ長い土堀が残る。 | |
| 74 当島宰判勘場跡 | | 未 指定 (史跡) | | 当島宰判勘場とは、当島代官所である。藩政時代、川島庄及び椿東分、椿西分、三見村、山田村等は当島代官が管轄していた。最初は御船倉に浜崎代官所と併置されていたが、寛政4年(1792)江向八丁の地に移された。 | |
| 75 野山獄・岩倉獄跡 | 萩市 | 指定 史跡 | 128.91㎡ | 野山獄（上牢）と岩倉獄（下牢）は、藩士野山・岩倉両家が正保2年（1645）刃傷沙汰を起こしたため両者取り潰し、以降藩の牢獄となった。吉田松陰が密航に失敗し、野山獄に投げられ、1年の獄中生活の間、同囚に講義するという前例のない教育活動を行った。同行した金子重輔は岩倉獄で病死。また幕末の藩の内部抗争により、保守派、改革派とも多数ここで処刑されている。 | |
| 76 菊ヶ浜土塁（女台場） | 萩市 | 指定 史跡 | 6,035㎡ | 下関戦争の影響を受け、浜崎町の住民が城下を自ら死守する機運が高まったことから藩による土塁築造の命により完成したものである。武士の妻や奥女中までが派手な装いで応援したことに「女台場」の名が由来する。 | |
| 【12.天然記念物】 | | | | | |
| 名 称 | 保護の 主 体 | 保護の 種 別 | 指定面積 | 要 約 | |
| 77 指月山 | 国 | 指定 天然 記念物 | 19.1ha | 日本海中の独立山で標高143m、本土との間にできた砂嘴による陸繋島である。毛利輝元はこの山麓を埋め立てて築城し、以来300年にわたる藩政時代にその森林は城内林として保護された。 | |

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【1. 萩城及び関連施設】



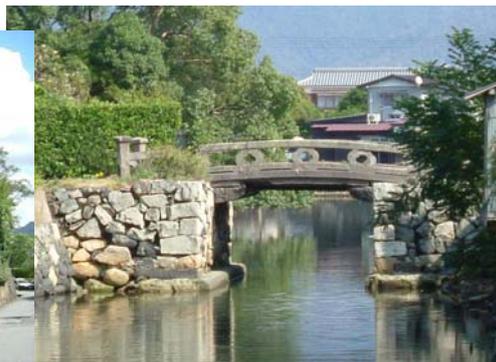
1. 萩城跡



1. 萩城跡(外堀)



2. 萩市堀内地区



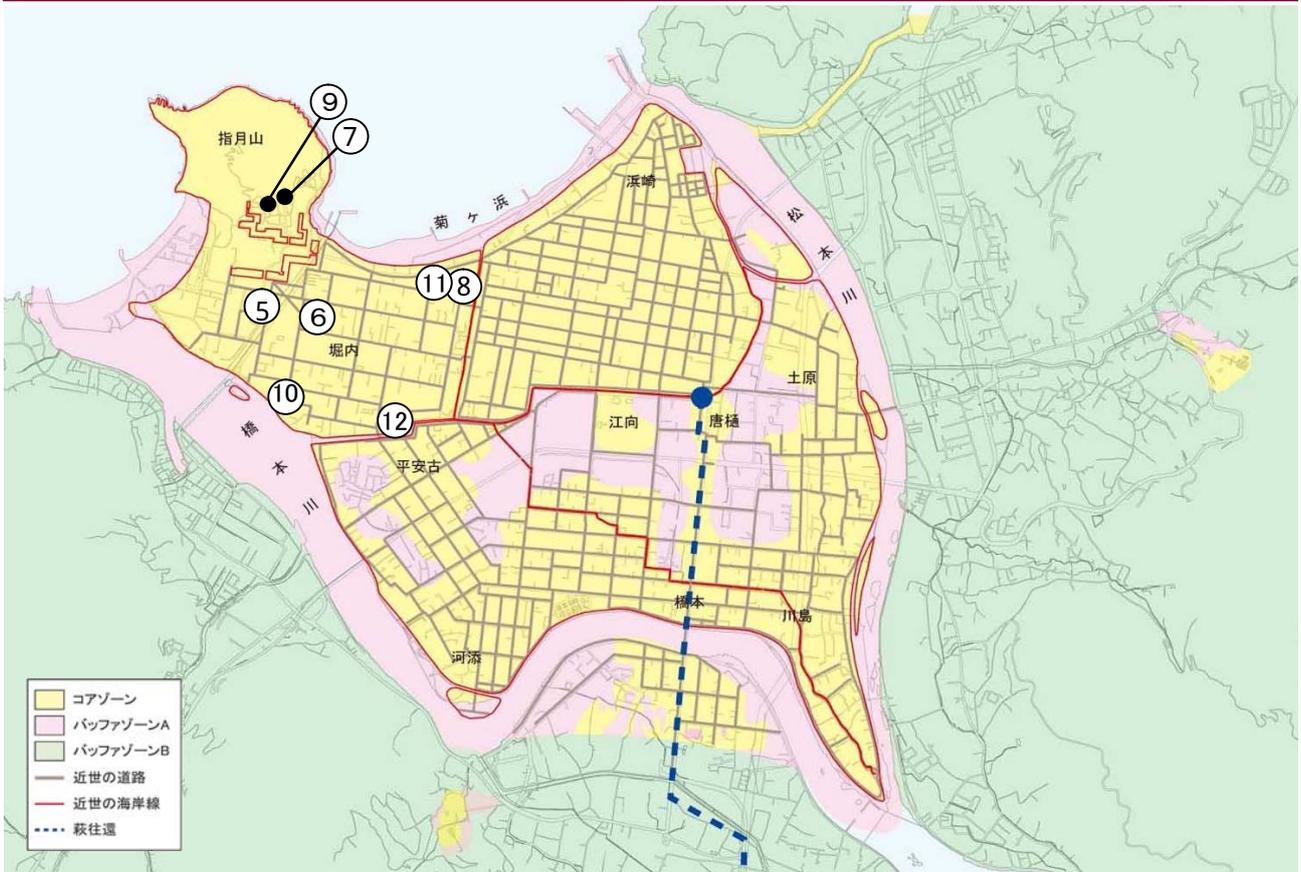
3. 平安橋



4. 萩城下街割原標石

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【2. 武家地】 -1



5. 旧厚狭毛利家萩屋敷長屋



7. 旧福原家書院



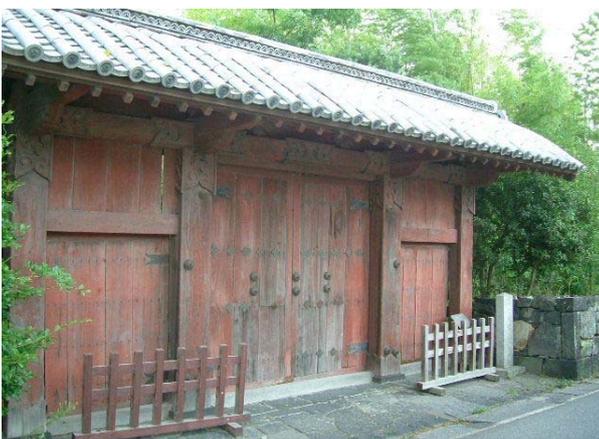
10. 口羽家住宅



8. 旧益田家物見矢倉



11. 旧周布家長屋門



6. 旧福原家萩屋敷門



9. 花江茶亭



12. 旧児玉家長屋門

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【2. 武家地】 -2



13. 問田益田氏旧宅土塀



15. 煤払いの茶室(旧梨羽家茶室)



18. 旧祖式家長屋



16. 旧繁沢家長屋門



19. 小川家長屋門



14. 旧梨羽家書院



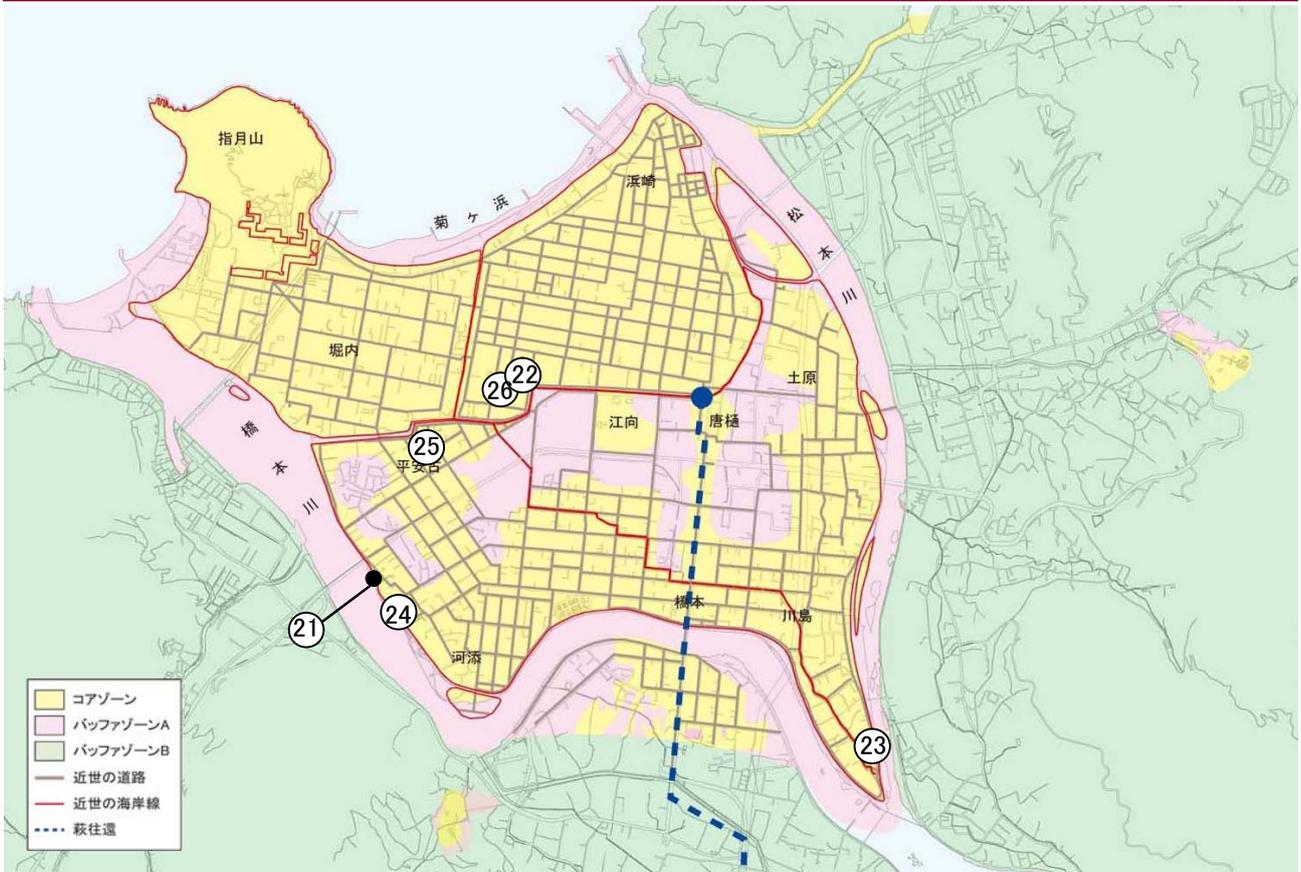
17. 旧二宮家長屋門



20. 奥平家長屋門

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【2. 武家地】 -3



26. 萩城下町



21. 坪井九右衛門旧宅



25. 村田清風別宅跡



23. 旧湯川家屋敷



26. 萩城下町 (青木周弼旧宅)



22. 木戸孝允旧宅



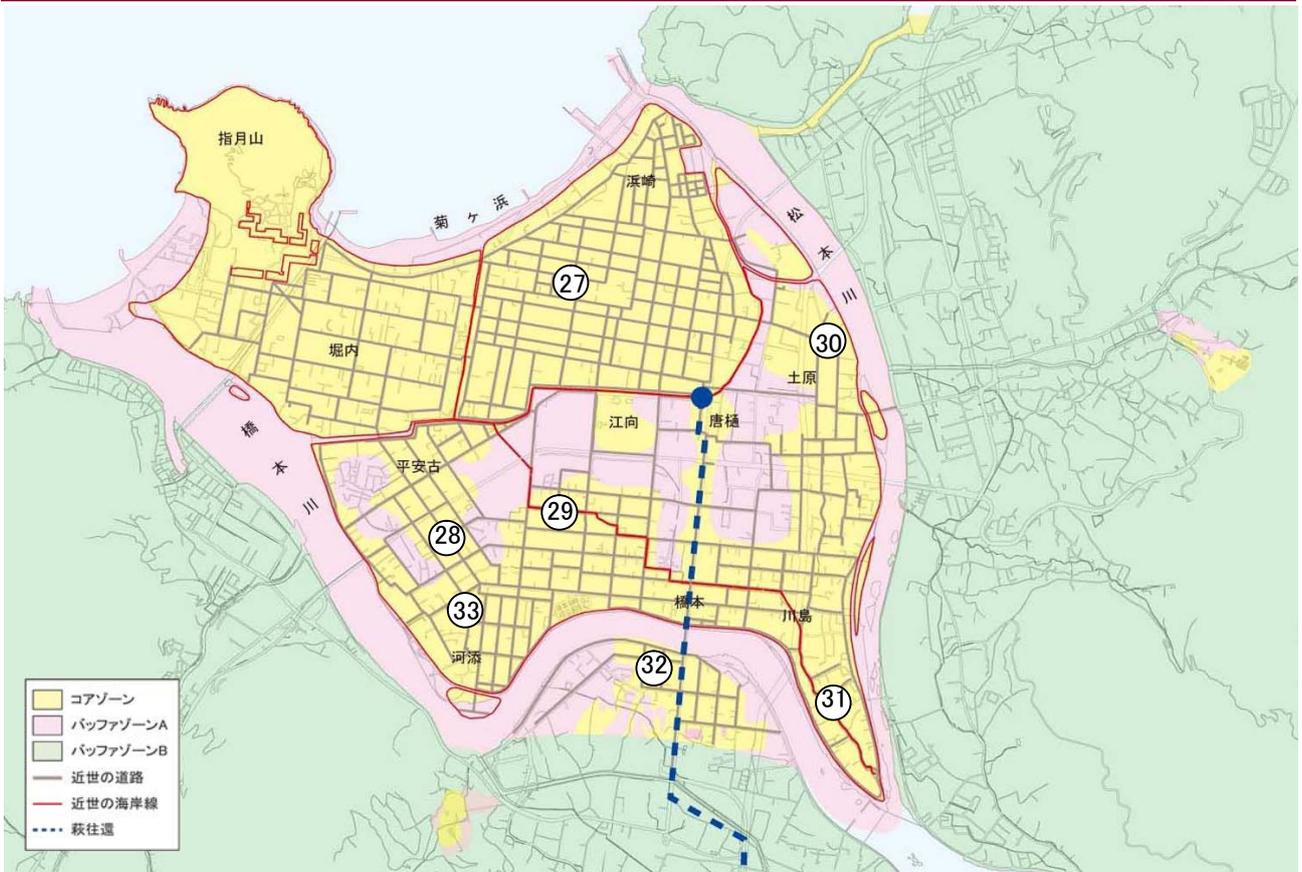
24. 萩市平安古地区



26. 萩城下町 (野田家旧宅)

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【2. 武家地】 -4



27. 古萩地区 (萩城城下町以外)



29. 江向地区



28. 平安古地区 (伝建以外)



30. 土原地区



32. 金谷・雑式町地区



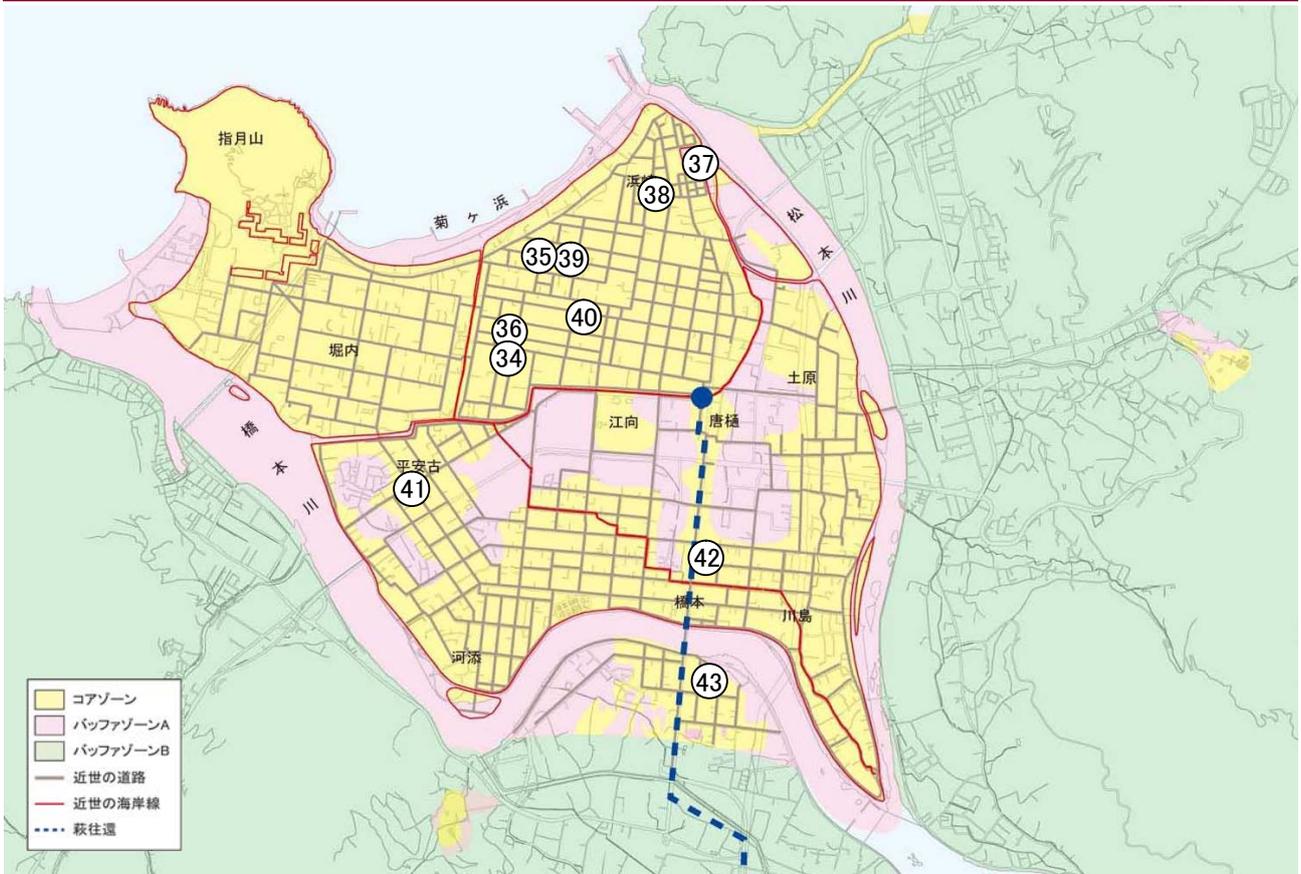
31. 川島地区 (藍場川以外)



33. 河添地区

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【3. 町人地】



34. 菊屋家住宅



36. 旧久保田家住宅



40. 古萩地区(萩城下町以外)



37. 須子家住宅



41. 平安古地区



35. 熊谷家住宅



38. 萩市浜崎地区



42. 御許町・橋本町地区



39. 今魚店地区



43. 椿町地区

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【4. 百姓地】、【5. 寺社建築】-1



46. 大照院



48. 常念寺表門



47. 東光寺



44. 河添地区

45. 川島地区 (藍場川以外)

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【5. 寺社建築】-2



49. 亨徳寺三門



52. 春日神社



54. 金谷神社



53. 住吉神社



55. 寺町地区



51. 円政寺内金毘羅社社殿



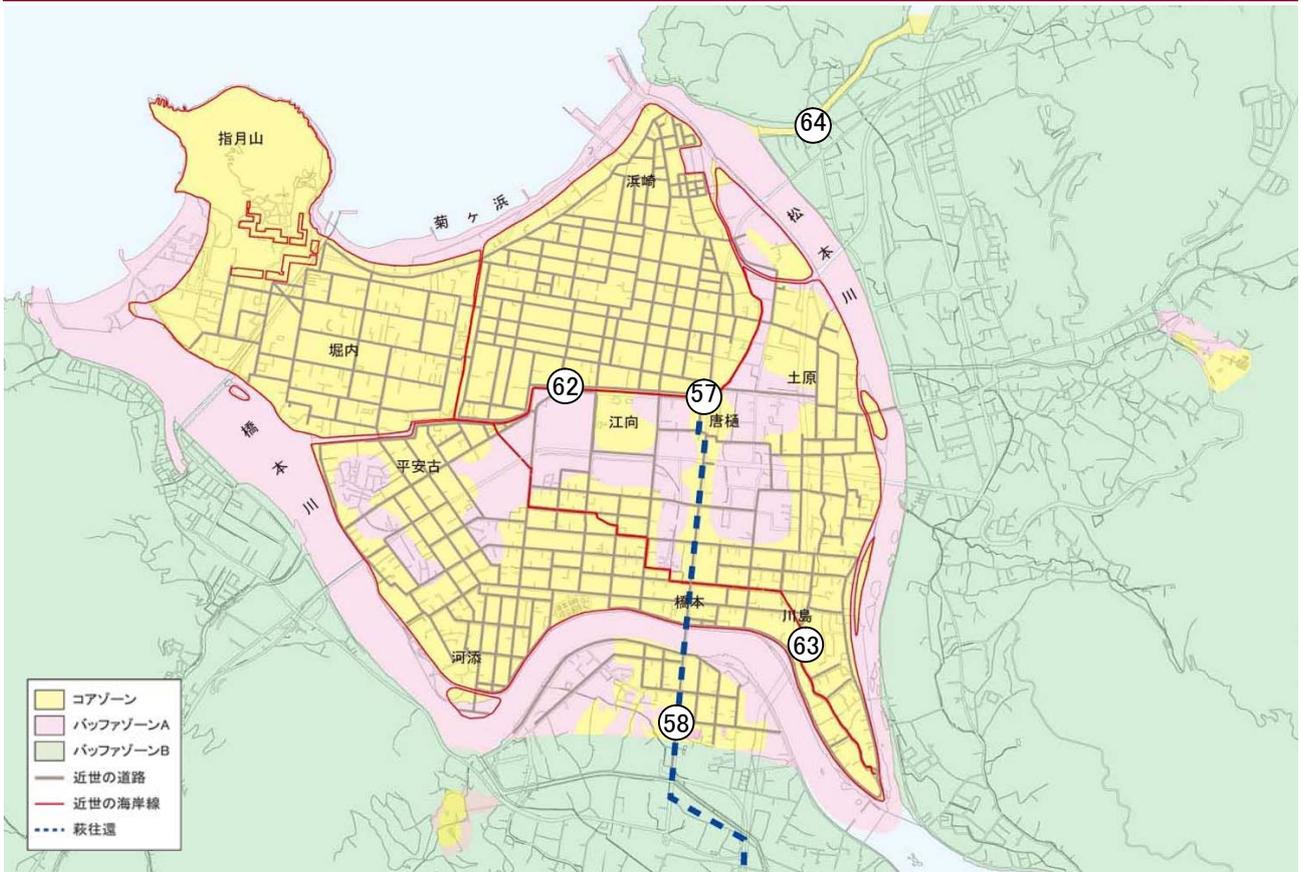
50. 端坊鐘楼



56. 長寿寺十三重塔

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【6. 街道】-1、【7. 水路】



57. 唐樋札場



62. 新堀川



58. 萩往還 (萩地域)



63. 藍場川



64. 姥倉運河

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【6. 街道】-2



60. 明木地区半農宿場町集落



59. 落合の石橋



61. 佐々並地区半農宿場町集落



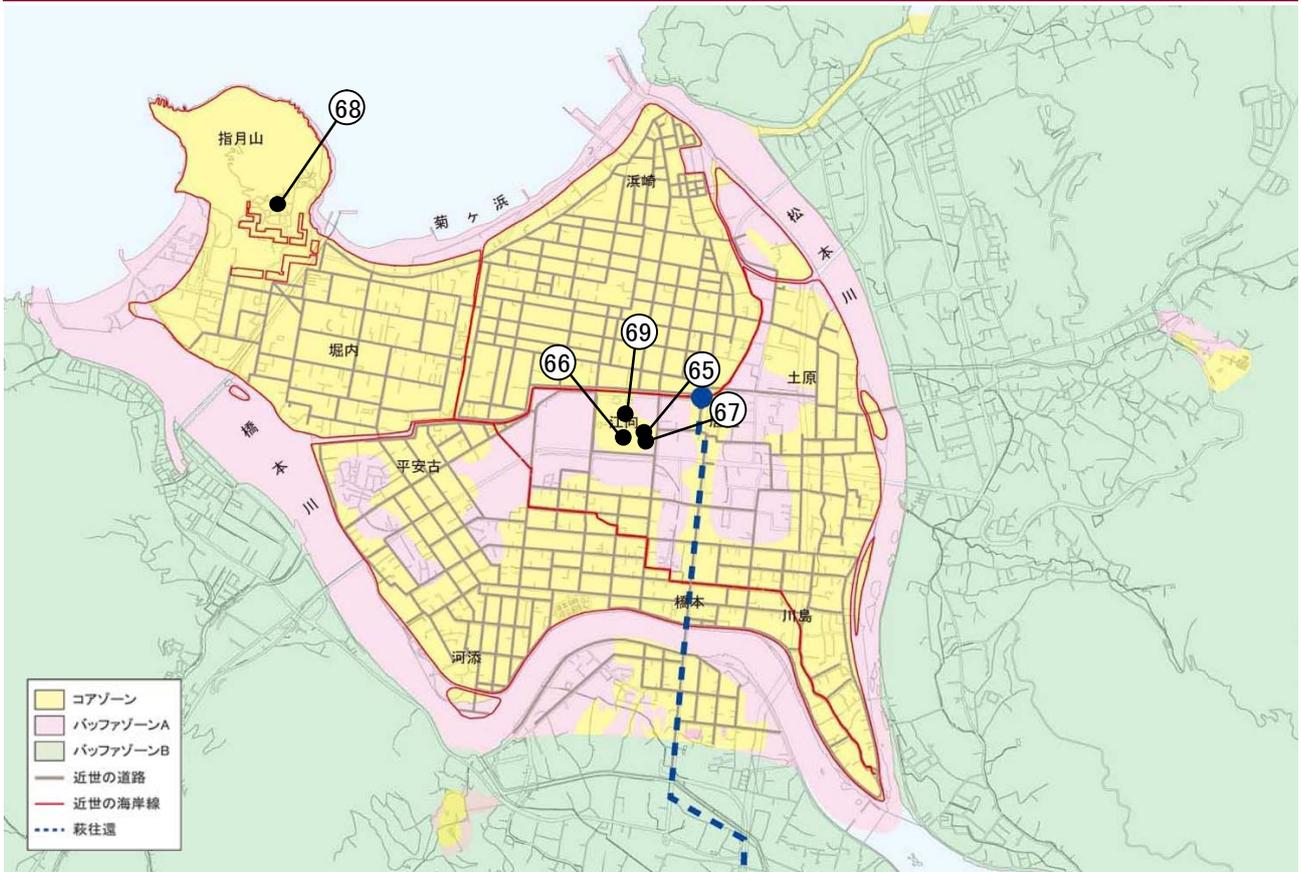
58. 萩往還 (山口地域)



58. 萩往還 (防府地域)

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【8. 藩校明倫館】



65. 旧萩藩校明倫館



66. 明倫館遺構 南門



67. 明倫館遺構 観徳門



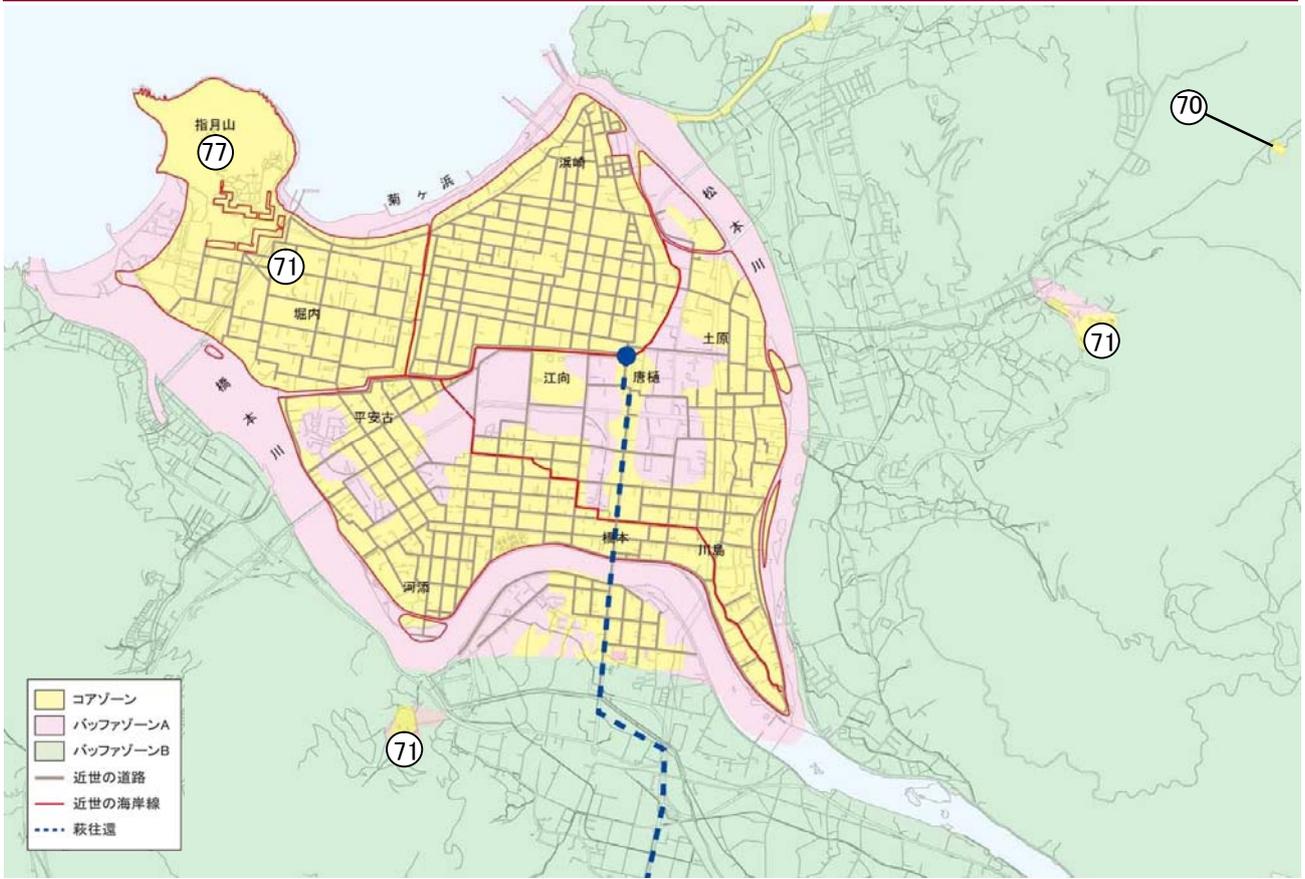
68. 明倫館遺構 万歳橋



69. 明倫館遺構 聖賢堂

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【9. 伝統工芸】、【10. 藩主墓所】、【12. 天然記念物】



71. 萩藩主毛利家墓所 (天樹院墓所)



71. 萩藩主毛利家墓所 (東光寺墓所)



71. 萩藩主毛利家墓所 (大照院墓所)



70. 萩焼古窯跡群



77. 指月山

(2) 資産に含まれる文化財
 ②構成要素ごとの位置図と写真

【11.藩役所】



72. 旧萩藩御船倉



75. 野山獄・岩倉獄跡



73. 藍玉座跡



74. 当島宰判勘場跡



76. 菊ヶ浜土塁（女台場）

(3) 保存管理計画

個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

1 保存管理計画を策定している文化財等

「史跡 萩城跡 萩城城下町 保存管理計画」平成 3 年 3 月

萩城跡の基本構想は、本丸、要害、二の丸、三の丸、外堀区域に分け、城郭の骨格を示す矢倉や門等、各遺構の復原・整備を目指している。平成元年から外堀の整備事業を進めており、土地の公有化、北の総門の復原及びその周辺の暫定整備を完了し、現在、中の総門から南側の堀周辺の暫定整備を行っている。その後は二の丸の東園整備を予定しており、古図に基づいた建物の復原や平面表示等を図っていく。

萩城城下町は、中下級武士の屋敷や藩政期の商家・町家が点綴する重要な地区であるとともに、一般住宅が多数存在している住宅地でもある。現状変更行為に対し、適切な行政指導を行い、歴史的景観の保存に努めるとともに、指定地域の追加及び土地・建物の公有化を図っていく。また、藩政期の重要な建物の保存修理・活用や一般家屋の土塀等の修理・修景を進めていく。

萩城跡、萩城城下町ともに今後も基本方針、各種取扱規準を遵守し、適正な保護・管理を確実に維持していくとともに、必要に応じて随時、見直しを行う。

「萩市浜崎 伝統的建造物群保存地区保存計画」平成 12 年 3 月

浜崎の町並みは、時代と町ごとに特徴ある景観が形成され、多様性を備えた伝統的景観を今なお窺える点に大きな価値を見出すことができる。この地区は「浜崎しっちょる会」というまちづくりの組織があり、町並み保存の意思が概ね形成されており、住民の町並みへの愛着心や伝統的景観への深い認識、住民が描くまちの将来像にも歴史的町並みがしっかりと位置付けられている。今後、保存のための必要な各種計画に沿って、住民と行政が協働して伝統的建造物の保存と活用を図り、萩市民の共有財産として未来にわたり、これらを保存するとともに、生活環境の向上と合わせて積極的に活用を図る。

「萩市堀内・平安古地区 伝統的建造物群保存地区保存計画」平成 16 年 3 月

昭和 51 年の重要伝統的建造物群保存地区選定当時に定められた保存計画を、その後の保存地区の保存事業等の進捗、社会情勢の変化を踏まえて、全面改正したものである。住民と行政が協働して伝統的建造物の保存と活用を図り、萩市民の共有財産として未来にわたり、これらを保存するとともに、生活環境の向上と合わせて積極的に活用を図る。

2 保存管理計画を定めていない指定文化財

このうち国指定は、重要文化財（建造物）7 件、史跡 5 件、天然記念物 1 件であり、そのほかに山口県や萩市の指定文化財が数多く保存されている。現在、これらの資産は、文化財保護法、山口県文化財保護条例、萩市文化財保護条例に基づき、き損、現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに本質的価値を保全するために許可制による行為の規制を行っている。また、その価値を保全するための修理や整備などに対して、積極的に財政支援を行っている。

今後、それぞれの本質的価値に対して、より一層の保存・管理・活用を図るため、所有者と行政が協働して、保存管理計画の策定を進めていく。

3 未指定文化財

この提案の完全性を証明するために必要であるため、現在は未指定であるものも資産として掲載している。今後はこれら資産の調査を進め、文化財の指定や選定、登録等により確実な保護措置を講じ、住民や関係者との合意に基づき、適切な保存管理計画の策定を進めていく。

資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

萩城下町を構成する資産は、城下町の成立、展開の中で生み出されたものであることから、かつ、近世初頭に明確な意図のもとに創出された萩城下町の範囲そのものが一つの資産として見なされることから、幕末の代表的な絵図において都市空間として描かれている城下町の範囲をコアゾーンとする。

なお、大照院及び東光寺については、三角州の外であるが、各時代の城下町絵図にも描かれ、藩主毛利家の菩提寺として城下町の不可欠な構成要素であることから、コアゾーンの範囲とする。

具体的には、コアゾーンの範囲を次の構成資産の真実性・完全性を保証できる範囲とする。

- ・ 史跡（萩城、萩城城下町、旧萩藩校明倫館、萩藩主毛利家墓所（天樹院、大照院、東光寺）萩往還）
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区（堀内地区、平安古地区、浜崎地区、佐々並地区（予定））
- ・ 歴史的景観保存地区（今魚店地区、東光寺付近、大照院付近、藍場川、藍玉座跡）
今魚店地区、藍場川及び藍玉座跡は重要文化的景観、東光寺付近及び大照院付近は史跡への移行を検討している。
- ・ 重要文化的景観（予定）
 - ア 武家地 古萩地区（萩城城下町以外）、平安古地区（伝建以外）、江向地区、土原地区、川島地区（藍場川以外）、金谷・雑式町地区、河添地区
 - イ 町人地 古萩地区（萩城城下町以外）、平安古地区、御許町・橋本町地区、椿町地区
 - ウ 百姓地 河添地区、川島地区（藍場川以外）
 - エ 寺町地区
 - オ 街 道 明木地区
 - カ 水 路 新堀川、姥倉運河
- ・ 上記以外の構成資産

このように萩城下町には、多様な建築物、工作物、自然物がこれを規定する町割に広範囲に存在している。また、これらの範囲は、萩市の中心市街地を含めた市民の生活環境と合致している。従って、重要文化的景観（予定）等、現在史跡、重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観に選定されていない地区等については、国と選定可能性を協議しながら、絵図に描かれている都市空間の範囲をコアゾーンとすることで、この提案の完全性を保ちたいと考えている。

このような課題を明確化し解決を図るため、現在、下記に示す手順で資産全体の包括的な保存管理計画の策定を検討している。

- 1 萩城下町の完全性を価値づける上で必要な建築物、工作物、自然物の悉皆調査及びこれらの真実性を証明する文書、絵図、発掘遺構等の全容調査、並びにこれらの分析・評価を行う学術調査委員会の設置
- 2 上記の分析・評価を受けて個別構成要素の保存管理計画を包括する上位計画としての萩市歴史文化マスタープラン（仮称）の策定、並びにこの検討を行う保存管理計画策定委員会の設置
- 3 萩市のまちづくりの機軸である萩まちじゅう博物館構想の協議・合意形成の場としての萩市まちじゅう博物館推進委員会の開催及び同構想の推進体制の強化

1) 資産と一体をなす周辺環境の範囲

資産として設定した萩城下町は、その成立基盤が天然の三角州であることから、これを取り囲む河川や湿地帯、河岸、山などの周囲の自然環境と一体として存続してきた。また、この三角州の周辺の一定範囲は埴内と呼ばれ、鉄砲札と重なること、埴を境とした追放刑や埴内への出入が監視されていたことなど社会的、軍事的に萩城下町に準ずる制度が設定されていたことから、先に設定した萩城下町の範囲に加え、いわば広義の萩城下町と呼ぶべき明確な意味を持った範囲と見なすことができる。

なお、この範囲は、明治 22 年の萩町、椿郷東分村、椿郷西分村、山田村（木間を除く）の範囲であり、現在の萩市の都市計画区域としても受け継がれている。

以上より、猪熊埴（大井村との境）松本埴（福川村との境）椿瀬（川上村との境）悴坂埴（明木村との境）山田境（木間との境）及び玉江坂及び青長谷（三見村との境）を結節した範囲内を資産と一体をなす周辺環境の範囲として設定する。

ただし、上記で設定した埴内の範囲には、橋本川、松本川、湿地帯など直接に萩城下町を取り囲み、時代に応じて形を変えつつ三角州を一体的に形成してきた主に水面で構成される緩衝帯の範囲と、これより埴内に広がり社会的、軍事的に萩城下町の延長として扱われてきた河岸から山麓に至る緩衝帯の範囲が存在する。これらは、その歴史的経緯、空間的意味等において明確に区別されることから、下記のとおり、2つのバッファゾーンに分けて設定する。

バッファゾーン A（歴史的緩衝区域）

萩城下町は、阿武川が分流する橋本川、松本川及び日本海を天然の要害とみだてて成立した。また、萩城下町の中央部には広大な湿地が広がり、江戸期には洪水対策の遊水地及び食糧供給地として、近代期以降は萩城下町の近代化の中で必要とされた諸施設の建設地として機能してきた。このため、これらは各時代の絵図にも例外なく描かれ、城下町の都市の形成を包み込み、さらには近代期以降の都市の近代化を吸収し、結果として現代にまで萩城下町を完全なる形で継承するための緩衝帯の役割を果たしてきた。これら歴史的に意味のある水辺の範囲をバッファゾーン A とする。

バッファゾーン B（景観保全区域）

椿町、金谷等を除く橋本川、松本川の外側から周辺を取り囲む山々に挟まれた川外の埴内の範囲は、制度的には萩城下町とは区別されていたものの、上級武家の下屋敷及び中下級武家の居住地が広がっていた他、城下町に食糧や木材などを供給した集落が点在するなど、社会的には江戸期から広義の城下町として捉えられていた。さらに、近代期以降は、行政区域として統合され、鉄道の開通や橋、道路の整備等により萩城下町と一体化されていった。このため、これらの地域は歴史的にも景観的にも一体として認識され、広義の城下町として捉えられていた。これらいわゆる埴内の範囲をバッファゾーン B とする。

2) 保全措置の概要又は措置に関する検討状況

本市では、昭和 47 年に全国に先駆けて歴史的景観保存条例を、また昭和 51 年には伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。これにより、良好な歴史的景観が残る地区について伝統的建造物群保存地区等の地区指定を行い、地区内における建築等行為に対して事前に許可申請又は届出を行うことで景観誘導を行い、歴史的景観の保護に努めてきた。

これと併せ、歴史的景観と調和する新たな都市景観の形成を目的とする萩市都市景観条例を平成 2 年

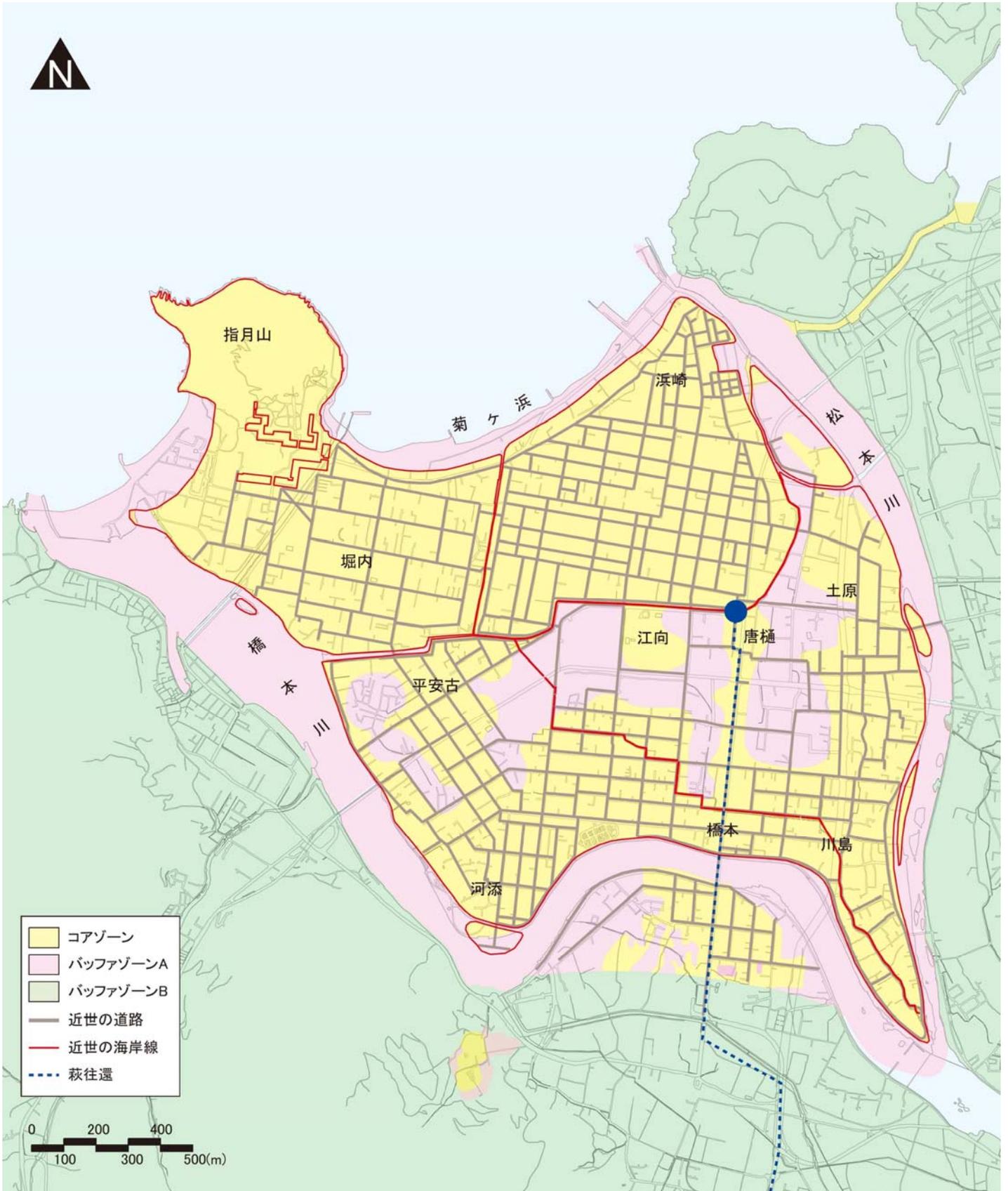
に制定し、都市計画区域内において一定規模以上の建築物等の新築等の行為を事前に届け出ることを義務付けた。また平成8年の条例改正を受け、具体的な景観誘導の指針となる萩市景観基本計画を策定した。これにより、藩政時代から受け継がれてきた市内の歴史的景観及び自然景観の保全と、新規に創られる街並み等に対する景観誘導に取り組む体制が確立された。

また、平成16年の景観法制定に伴い、本市は全国で10番目、中四国地方で最初の景観行政団体となり、平成19年12月からは萩市景観計画を施行している。

計画では、法に基づき景観規制・誘導の対象となる景観計画区域を市域全域に設定し、建物建築等の届出対象行為について事前に届出を行い、行為の規模や形態意匠色彩等に係る景観形成基準に基づいた指導を行うこととし、基準に合致しないものについては変更命令等の措置を行うことができる。特に、本市の歴史的資産や歴史的風致を有する区域及び本市の歴史的特徴と調和した良好な景観の形成が特に必要な区域を重点景観計画区域と位置付け、区域内の全ての建築物・工作物の新增改築や外観の変更、土地の形質変更、樹木の伐採等について届出対象行為とし、よりきめ細やかな景観誘導を実施し、またこれ以外の区域についても一般景観計画区域とし、大規模建築物、外観に鮮やかな色彩・過度の装飾を施す建築物、特異な形態を持つ建築物等といった景観に悪影響を及ぼすものが建設されないための景観誘導を実施している。

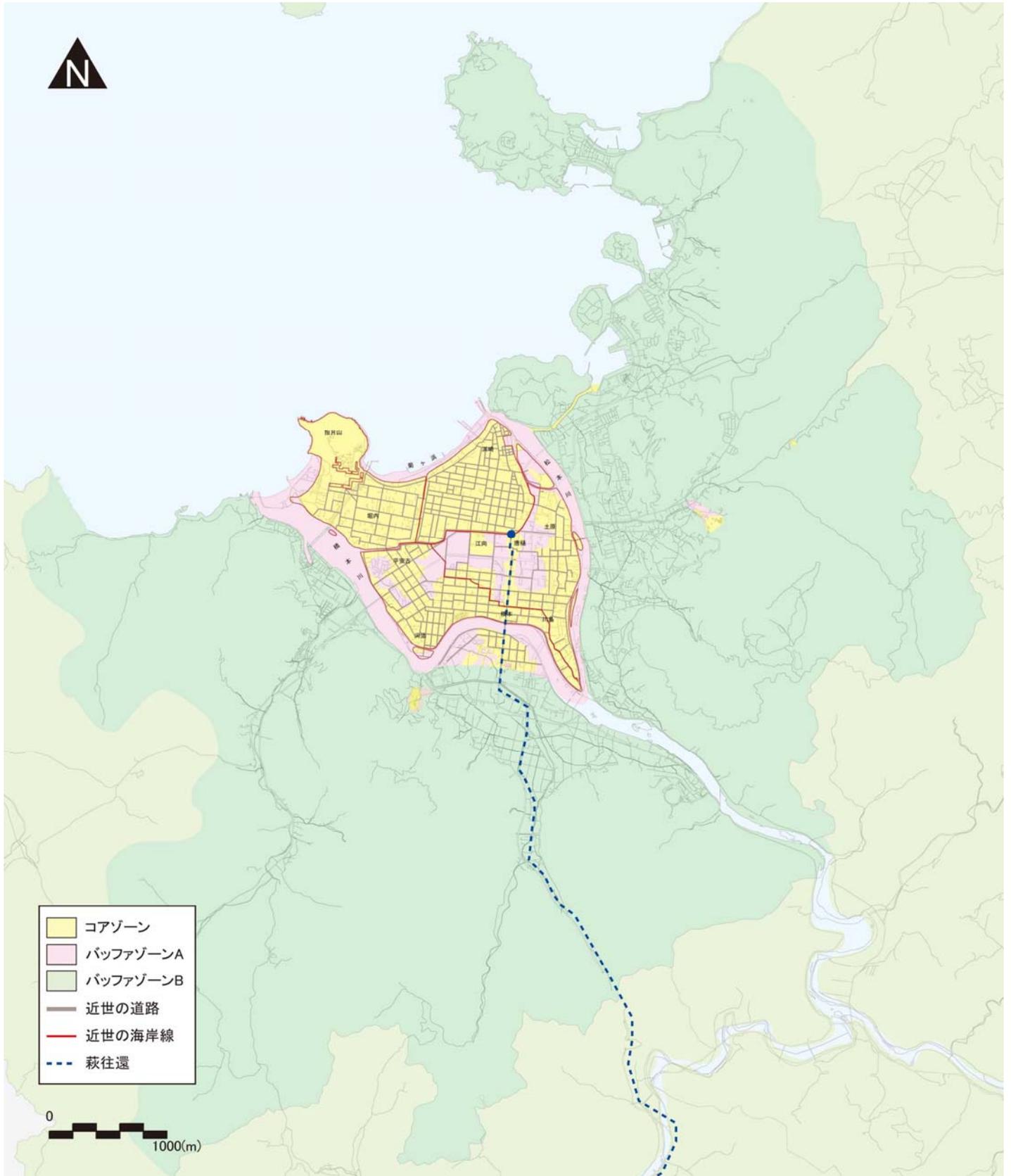
設定した周辺環境の範囲は、現在は大部分が一般景観計画区域であるが、今後、必要に応じて重点景観計画区域の追加指定を検討していく。

(3) - 参考資料
 コアゾーン・バッファゾーン (狭義の城下町詳細図)

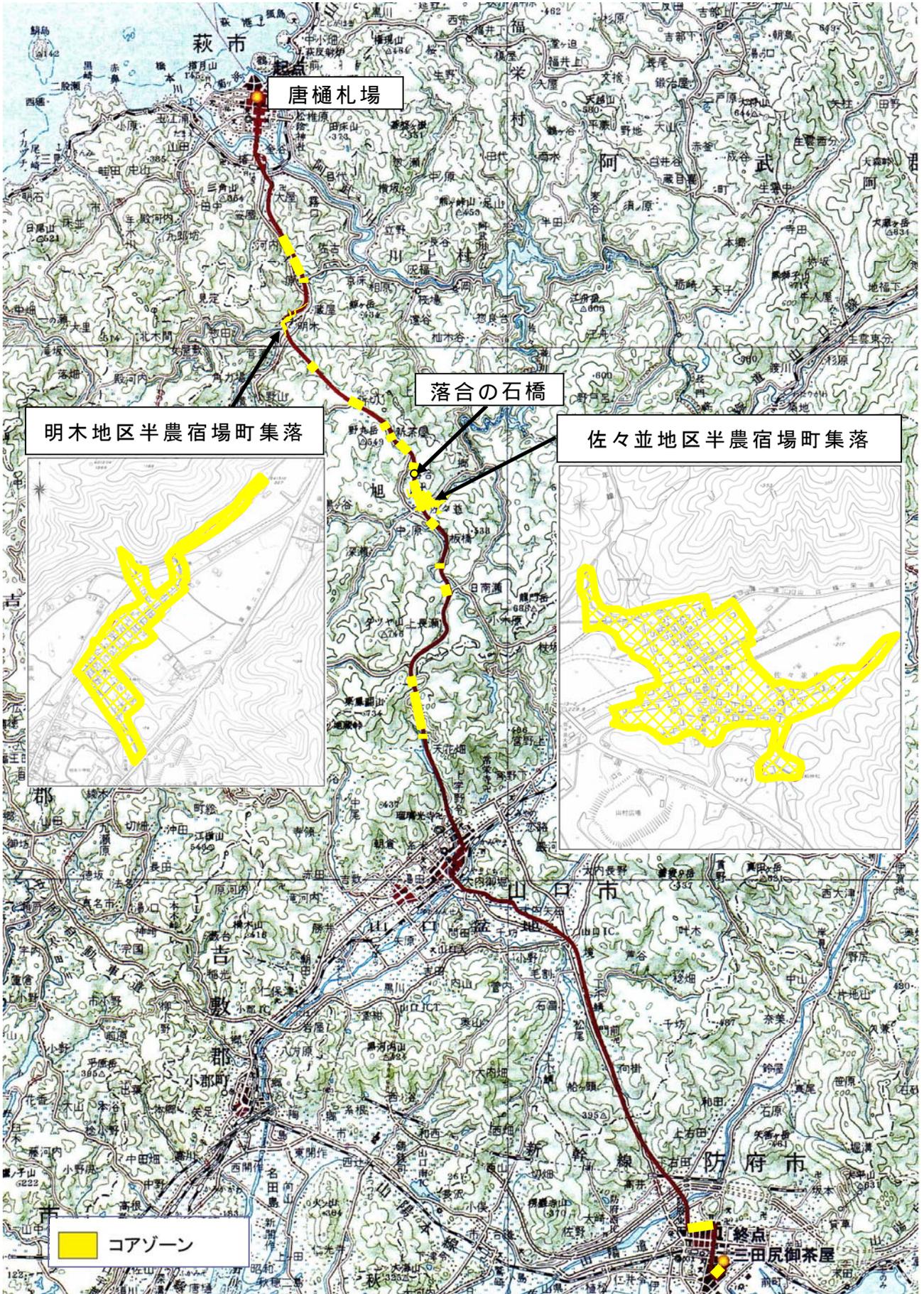


(3) - 参考資料

コアゾーン・バッファゾーン (広義の城下町詳細図)



(3) - 参考資料
 コアゾーン・バッファゾーン（萩往還）



(4) 世界遺産の登録基準への該当性

遺産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号

1) 遺産の適用種別：記念工作物、建造物群、遺跡（文化的景観を含む）

2) 登録基準の番号：() () ()

()

日本の城下町は、非ヨーロッパ世界において唯一近代社会を自律的に達成した日本の近世社会を切り拓いた都市類型として、また近世社会が理想とする計画都市を 16 世紀末期から 17 世紀初頭にかけて一斉に建設した他に類を見ない都市類型として、さらに中国の都城と並ぶ東アジアを代表する都市類型として、世界の都市史上、特筆すべき存在である。城下町の完成期に当たる慶長期に計画都市として建設された萩城下町は、日本の城下町を代表する典型例として位置付けられる。城下町の空間要素としての町割や街路、水路、土地利用などとともに、城下町の景観要素としての武家屋敷、町家、寺社などの建築物、それらに付随する土塀や石垣などの工作物が空間遺産として現在に継承されている。そして、これらの空間遺産の継承を可能にした社会組織や技術、祭礼などの無形の生活遺産と、空間遺産や無形の生活遺産の裏付けとなる古文書、古絵図、美術工芸品、民具などの有形の生活遺産も現在に継承されている。都市遺産「萩城下町」は、空間遺産と有形・無形の生活遺産が織り成す総合的な価値の体系であり、この空間遺産と生活遺産が現在及び将来において持続的に存在し続けるために必要な要素が完全なセットとして遺存している希有な都市遺産である。

()

日本の城下町は、近世初頭に計画的に設定された土地利用や町割・地割などの空間を基盤として、武家地には武家屋敷、町人地には町家建築、寺社地には寺社建築が建設され、各城下町に固有の建築様式が形成された。大火を被ることのなかった萩城下町には、これら 17 世紀から 19 世紀にかけて建築された各種建築群が随所に残されている。萩城下町の中心部には 17 世紀建築の菊屋家、18 世紀建築の熊谷家、19 世紀建築の久保田家をはじめとする町家建築群、その周囲には 19 世紀建築の木戸家、青木家をはじめとする武家屋敷群、浜崎地区には 18 世紀から 19 世紀にかけて建設された町家建築群が連続的に残され、寺町には 17 世紀から 19 世紀にかけて建設された寺院建築群が残され、平安古地区には 19 世紀建築の武家屋敷群が残され、江向地区には 19 世紀建築の藩校も残される。城と上級武家地に建築群は残らないが、残された石垣や土塀、夏みかん畑は、城と上級武家地を計画的に解体した城下町の近代史を表象し、他に類を見ない景観を伝えている。これら日本社会が生み出した伝統的都市の到達点である城下町を特徴づける空間と各種建築群が織り成す景観が随所に残された萩城下町は、日本の伝統都市の到達点たる城下町の顕著な見本と捉えることができる。

()

日本の城下町は、日本の近世社会を特徴づける社会的分業に基づく独自の土地利用と居住形態を創出した。公権力を象徴する城、それを取り巻く上級武家地、さらに周囲に広がる中下級武家地、領国の内外を結ぶ街道沿いに展開した町人地、それを取り巻く寺社地が直線道路沿いに計画的に配置された。これによって社会的分業を旨とする市場経済に適合した社会と空間が創出され、日本の近世社会が一挙に切り拓かれた。萩城下町にはこの城下町の典型的な土地利用と居住形態が近代以降も継承され、現在に至っている。上級武家地は主に旧士族授産のために夏みかん畑に転用され、中下級武家地は夏みかん畑を併存した緑豊かな住宅街を形成した。町人地も町家の改造や新築を進めつつ、萩の経済を主導した商

業地を形成した。寺社地も寺院や神社の統廃合が行われたものの、ほぼそのままの位置に存続した。また、三角州中央部の後背湿地（田圃）は近代の公共施設などの建設地として利用されたため、城下町の基本的な都市構造に大きな変化が見られなかった。このように、近代以降も、城下町で設定された土地利用と居住形態の基本構造を継承する形で、都市の生活、生業が営まれてきており、城下町の典型的な土地利用と居住形態の在り方を顕示している。

真実性 / 完全性の証明

国、県又は市の指定又は選定を受けている資産については、文化財保護法、山口県文化財保護条例、萩市文化財保護条例、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例及び萩市における史跡指定地域の環境保存管理規則によりわが国の文化財保護体系に沿って、厳密に保存・整備されている。未指定の資産についても、萩まちじゅう博物館条例や萩市景観条例の趣旨に則り保存・継承を行うとともに、指定・選定等に向けての調査を進める。保存・整備に当たっては、それを論証する古文書等の歴史資料が豊富に存在していることから、資産の形状や材料、材質、位置等についての信用性は高く、真実性を満たしている。また、それらの資産を保存、継承する技術や社会組織といった無形の生活遺産が伝承されており、将来にわたって真実性を担保することができる。

城下町の生活基盤であり、空間要素を構成する街路や水路についての残存率を示すと次のようになる。近世城下町に由来する街路は 99%残っており、そのうち未拡幅街路が 91%を占めている。萩城下町において人工的に開削された水路については、まず城郭を構成する内堀 100%、中堀 0%（復元可能）、外堀 90%、次に城下町の生活・経済水路としての役割を持つ新堀川 100%、藍場川 97%、幕末期に洪水対策のため城下周縁に開削された姥倉運河 100%の残存率である。このうち、中堀は大正末期に埋め立てられたが、現在は一部の宅地を除いて、ほとんどが畑地、荒蕪地となっており、当時の規模のままに復元可能な状態である。また、外堀についても昭和 20 年代に埋められ民家が建てられた部分は、現在外堀の整備事業のなかで復元されつつあり、堀幅も 18 世紀中ごろに設定された幅に復元、整備されつつある。

このようなほぼ完全なる形で継承された街路や水路などの空間要素の上には、これらと一体をなす多様かつ多数の建造物や自然物が存在している。旧武家地には、江戸期に建てられた武家屋敷の主屋や長屋門、土蔵などを含め、戦前までに建てられた屋敷型建造物が、これらと一体をなして屋敷地を構成する土塀や門などとともに、堀内地区から平安古地区、土原地区にかけて約 570 棟存在する。

旧町人地には、17 世紀中期に遡る豪商の町家の主屋、離屋、土蔵から明治、大正、昭和期にまで至る多様な町家型建造物が、浜崎から呉服町にかけての各町、並びに萩往還沿いの橋本町、椿町にかけて約 740 棟存在する。寺社地には、毛利家の菩提寺をはじめ、庶民の信仰を集めた神社の本殿、拝殿等、さらに古萩周辺には寺院の本堂、山門、鐘楼、庫裏等の寺社建造物が 99 棟存在する。また、城郭を構成する天守や矢倉などの建築物は現存しないが、それらの建築物が立地した石垣や礎石は完全な形で遺存している。

以上のように、萩城下町は城下町の基盤をなす街路や水路がほぼ完全な形で継承され、多様かつ多数の建造物や自然物が展開し、両者が一体となって城下町の都市空間としての完全性を担保している。また、これらは現在も市民の生活の中で利用されており、生きた形で継承されているため、それゆえの改変を受けているものの、伝統形式を保持しており、各物件の真実性は極めて高い。

1 ヨーロッパの都市との比較

城下町に類似する都市遺産は存在しない。東アジアでは中国都城に起源する古代都市が中世・近世を通して地域の政治・経済の拠点として存続し、ヨーロッパ諸国によって建設された植民都市が、市場経済に適合した空間と社会の淵源となったため、城下町に類似する性格を備えた近世都市は成立を見なかった。

ヨーロッパ中世の領主居館と自治都市が分離成立した状況は、城館と市町・港町が散在した日本中世の状況と合致する。城下町と類似する存在を敢えて挙げれば、中世の都市共同体から都市君主へ権力が集中しはじめたルネッサンス期からバロック期のヨーロッパの諸都市を挙げることができる。

ヨーロッパ都市の多くは教会や市場広場を核として中世に成立し、都市共同体として自律的な社会的発展を遂げたため、曲折する街路沿いに展開する有機的な空間構造を呈した。権力が都市君主に集中した近世に至って、宮殿を中心とした理想都市が構想されたが、宮殿前に市民広場を設け、各門へ至る直線道路を通すなど、その実現は一部に留まり、街区の多くは中世都市の有機的構造を継承せざるを得ず、近代都市へ繋がる合理的街区の成立は、都市壁の解体が進行した19世紀を待たねばならなかった。

これに対し、日本の近世城下町は、中世都市の有機的構造を解体・再編し、城郭を中心として見通しのきく直線街路と合理的街区を備えた都市空間を17世紀初頭に計画的に創出した。刀狩りによって市民の非武装化を進めた日本の城下町では、17世紀前期には都市壁を必要としない社会と空間を達成し、近代都市へスムーズに移行する都市空間の諸要素を備えていた。

ヨーロッパでは石造主体の中世都市の物的構造をそのまま近世都市へ継承せざるを得なかったのに対し、木造建築物が主体の日本では、中世の都市構造を容易に解体・再編し、近世社会に適合した理想的な城下町を計画的に創出することができたのである。

2 日本の城下町（金沢他）との比較

城下町起源の都市は数多いが、城下町時代に遡る空間と景観を伝え、保護措置が講じられている城下町は少なく、重要伝統的建造物群保存地区として選定された城下町は秋月、篠山、出石のみである。秋月は城下町の全体が保護され、篠山と出石は城と武家地、町人地の一部が保存されているが、いずれも規模が小さく、日本の城下町を代表する顕著な都市遺産とは言い難い。

城下町を構成する城と武家地、町人地と寺社地などの空間と景観を濃密に伝える大規模城下町として、萩の他、金沢と彦根が挙げられる。日本における城下町建設は、豊臣政権が確立した天正期と関ヶ原戦後、徳川政権が確立した慶長期にピークを迎える。金沢は天正期の城下町の代表的典型例、萩と彦根は慶長期の城下町の代表的典型例として捉えられる。彦根は現在のところ、城を除く城下町の保存措置を講じていないため、類似遺産として比較検討すべきは金沢のみとなる。

金沢は16世紀末期、前田氏によって浄土真宗の寺内町から城下町へ再編・整備されたが、17世紀中ごろまでかけて段階的かつ試行錯誤的に城下町の空間構成が整備された。そのため、直線的な街路は少なく、相対的に複雑な街路構成を持つ。また、城下町の空間構成の中に前田氏の有力家臣の御殿（居宅）とその家臣団の居住地である下屋敷からなる小城下ともいえる複数の空間を内包した複合的な構成を持つ城下町を形成した。町人地も17世紀中ごろまでに段階的に再編・整備されたが、面的な広がりや欠いている。しかも、明治維新後は県庁所在地となり、城跡には陸軍が駐屯したため、県都としてまた軍都として都市の改造を余儀なくされ、町人地を貫く北国街道も幹線道路として拡幅されたため、茶屋町を除いて城下町を特徴づける空間と景観がやや希薄で、城下町全体に及ぶ空間と景観の価値の保存は

困難である。

萩は 17 世紀初頭、吉見氏の居館を中心とした城下が形成されつつあった地に、毛利氏が入府して新たに城下町を建設した。居城の建設と併行して、計画的かつ一挙に城下町の建設がなされた。城郭、上級武家地、中下級武家地、町人地、寺社地という城下町の社会空間的な基本要素が極めて明確に区画、配置され、街路も筋違いや鍵曲がりなど屈折した箇所も見られるものの基本的には直線的かつ見通しがきき、計画性を持ったより進んだ形の合理的、典型的な近世城下町を形成した。町人地は主として御成道沿いに形成され、特に外堀を隔てて城郭の東側一帯に面的な広がりを見せている。また、幕末期に藩庁が山口に移り、そのまま山口が県庁所在地となったため、大規模な都市の改造が行われず、さらには三角州中央部に残された田圃として利用されていた後背湿地は近代において公共施設などの建設地として利用されたため、城下町を特徴づける空間と景観を随所に遺しており、城下町全体に及ぶ空間と景観の価値の保存が可能である。